

この様な経済性計算を行うためには、各知的財産毎に直接関連づけられない費用をどのように扱うかなどの技術的な問題があり、また、試験研究活動を経済性の優劣により決定して良いものかどうか等の論点も生じるので、一朝一夕にできるものではないと思われるが、少なくとも、知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する際の意思決定時には人件費も含め必要な費用がどの程度かかるのかの情報が提供できるようにしておくことが望まれる。

なお、特許関連費用は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度
特許費用(役務費)	4,653	5,664
NIRO評価委託費(委託費)*	2,173	1,877
登録補償金(報償費)	—	20
計	6,826	7,561

(*) NIRO(〈財〉新産業創造研究機構)に必要に応じて、特許可能性、技術移転可能性等の評価を依頼し、出願の意義があるかどうか、機関帰属とすべきかどうか等の検討の参考としているもの

(4) 平成17年度からの特許出願状況等について

上述のように平成17年度に県立大学の教職員により得られた職務発明等にかかる権利について県に帰属させることが原則化されてからまだ間もないこともあり、特許権として権利化された案件は平成19年9月28日現在で3件のみである。

平成17年度からの発明届出件数、出願件数等は下記のとおりである。

年度	発明届出数(注1)	機関帰属数(注1)	出願件数(注2)
平成17年度	47件	30件	22件
平成18年度	36件	27件	30件

(注1) 職務発明審査会により継続審査となり翌年度に機関帰属が決定した案件を含む

(注2) 17年度に届出、18年度に出願した案件を含む

11. 図書の管理に関する事項

(1) 概要

「学術情報館蔵書冊数等調べ」によると、平成19年4月1日現在の蔵書は下記のとおりとなっている。

区 分		和 書 (和雑誌)	洋 書 (洋雑誌)	合 計
神戸学術情報館	総合教育図書	—	—	—
	専門教育図書	4,633冊	1,928冊	6,561冊
	計	4,633冊	1,928冊	6,561冊
	雑 誌	45種	28種	73種
神戸学園都市学術情報館	総合教育図書	156,282冊	54,467冊	210,749冊
	専門教育図書	167,121冊	117,499冊	284,620冊
	計	323,403冊	171,966冊	495,369冊
	雑 誌	1,256種	1,843種	3,099種
姫路書写学術情報館	総合教育図書	71,117冊	28,902冊	100,019冊
	専門教育図書	65,137冊	37,828冊	102,965冊
	計	136,254冊	66,730冊	202,984冊
	雑 誌	1,506種	1,316種	2,822種
播磨科学公園都市学術情報館	総合教育図書	11,764冊	2,482冊	14,246冊
	専門教育図書	15,967冊	25,221冊	41,188冊
	計	27,731冊	27,703冊	55,434冊
	雑 誌	85種	261種	346種
姫路新在家学術情報館	総合教育図書	7,072冊	1,791冊	8,863冊
	専門教育図書	90,348冊	15,317冊	105,665冊
	計	97,420冊	17,108冊	114,528冊
	雑 誌	1,831種	329種	2,160種
明石学術情報館	総合教育図書	27,978冊	7,763冊	35,741冊
	専門教育図書	21,229冊	6,877冊	28,106冊
	計	49,207冊	14,640冊	63,847冊
	雑 誌	669種	201種	870種
合 計	図 書	638,648冊	300,075冊	938,723冊
	雑 誌	5,392種	3,978種	9,370種

(2) 監査手続

- ・各種管理規程の閲覧。
- ・各キャンパスにおいて、購入、登録、貸出の各手続の関係書類の閲覧及びヒアリング。

- ・ 図書館の視察。
- ・ 各地区の図書部会議事録の閲覧。
- ・ 延滞状況の聴取及び延滞管理状況のヒアリング。

なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

(3) 監査結果

①業務の標準化について（意見）

図書の購入手続に関して、各キャンパスによってその手続が異なる部分が見受けられた（その例として、姫路書写キャンパスと神戸学園都市キャンパスでは以下のような相違点が見られた）。大学統合により今後担当者の異動も生じることもあるため、業務の効率化の観点からは統一・標準化を図っていくことが望ましい。

○支払い担当部署に対して、姫路書写キャンパスでは図書購入伺及び請求書等を回付しているが神戸学園都市キャンパスでは請求書のみを回付している。

○購入の決裁に関して、神戸学園都市キャンパスでは「図書等購入決定書」上に学術情報館長が承認しているが、姫路書写キャンパスでは「図書購入伺」に事務長の承認をしている。

②実地棚卸について（意見）

現行の財務規則等によると、特に備品関係に関しては定期的に実地棚卸を実施するようには規定されていないこともあり、図書に関しても実地棚卸は行われていないとのことである。しかし、定期的に実地棚卸を実施することが望ましい（一斉棚卸が困難ならば循環棚卸の実施も検討すべきである）。

③書籍の冊数の正確性について（指摘事項）

書籍の保管冊数の正確性につき、下記の4キャンパスで検討した結果は、次のような状況であり、いずれも正確に把握されていない。今後どう対応するか検討が必要である。

（姫路書写）

姫路書写キャンパスにおいては、前述のとおり図書は平成19年4月1日現在202,984冊存在する、とされている。ただしこの数値は前年度末の記載数値に対して当年度の増加冊数を加算し、除籍冊数を減算して算出しているものである。一方、時点は若干異なるが、8月27日現在で調査したところ、システム上登録されている冊数とは21,815冊の差（システム上のほうが少ない）が生じていたとのことである。この差の多くは、過年度において図書の登録作業を外部に委託したが、その際に当該図書の情報が既に「国

立情報学研究所のデータベース」に入っておりこれを利用できる場合には登録が比較的容易であるため実施できたが、利用できない場合には書史を個別に入力していく必要があり煩雑であるため登録することができなかった、このために生じた差であろうとのことである。

(姫路新在家)

平成19年10月9日現在、統計上の蔵書数は約115,280冊(平成19年3月末約114,500冊にそれ以降の受入冊数約780冊を加えたもの)、システム上の冊数は106,382冊と差異が8,898冊発生している。この理由としては、①国立情報学研究所のデータベースに本の書史があればこれを利用して登録しやすいが、なければ登録が困難なのでこの登録が後回しになっている。少しずつ登録していつているが、業務多忙によりこれが追いついていない。②統計上は本があるが、所在の詳細が不明でシステムに登録できていないもの、の2点が挙げられるとのことである。

また、貸出希望があった時などに不明になっていることが判明することがあるが、このようなものが平成19年12月11日現在 61冊あるとのことである。

(播磨科学公園都市)

過去三年間の蔵書の推移は以下のとおりとなっている。

	a	b	a - b	c	b - c
平成17年3月末	52,881冊	36,490冊	16,391冊		
平成18年3月末	53,930冊	36,988冊	16,942冊		
平成19年3月末	55,434冊	37,694冊	①17,740冊		
平成19年10月15日	—	37,891冊	—	37,132冊	②759冊

- a 本部に対して提出している「図書館調査票」に記載されている冊数
 b システムにて把握している冊数
 c 全件に関して実際在り高をカウントした冊数。

- i. 上記のように、公式には例えば平成19年3月末には55,434冊の蔵書数ということになっているが、システム上は37,694冊であり17,740冊の差異がある。なお、基本的にシステムには全ての本が登録されているとのことであるため、同数だけ過大となっていることになる。
- ii. 秋ごろに全件に関してカウントを実施したとのことであるが、10月15日のシステム上把握されている冊数37,891冊に対して実際の数は37,132冊と759冊だけ少なかったとのことである(ただし、実数カウントは厳密に10月15日に実施されたわけではないため、若干のズレはある)。

(神戸学園都市)

前述のとおり、図書は平成19年4月1日現在495,369冊存在する、とされている。ただしこの数値は前年度末の記載数値に対して当年度の増加冊数を加算し、除籍冊数を減算して算出しているものであり、実際に図書管理システム上登録されている冊数は422,505冊とのことであり、差異の72,864冊に関しては登録されていないとのことである。この差異に関しては、その多くは過去において手書きにて貸出管理を行っていた時期に発生したことに起因するものであろうとのことであるが、詳細は不明である。実際の所在数は、495,369冊よりも422,505冊に近いものと思われる。

④図書の除籍処理ルールの確立等について(指摘事項)

(神戸学園都市) (姫路書写) (姫路新在家) (播磨科学公園都市)

物理的に使用不可能なことが明らかとなった場合に除籍するとのことであるが、具体的にどういった場合において除籍するかといったような規程は存在しておらず、定期的に除籍処理が行なわれてはいない。規程を作成し、これに従って除籍処理を実施することが望まれる

(神戸学園都市)

最近5年間においては図書の除籍は実施されておらず、近年における除籍の実績は平成7年5月 119冊、平成10年3月 14冊、平成11年11月 8冊とのことである。

なお、大学統合時(平成16年頃)に図書のバーコードの張り替え作業を実施したが、この時に、システム上は登録されているが所在が不明のものが7,064冊あったとのことである。システム導入時以前に正規の手続を実施せずに貸してしまったものであろうとのことであるが詳細は不明である。これらに関して除籍はされていない。

⑤図書の貸出期限超過分の管理不備について(指摘事項)

貸出期限が到来しても返却されていない図書に関して、往査日を基準とした経過日数の状況は以下のとおりである。

キャンパス	経過日数	1週間以内	1週間～1ヶ月	1ヶ月～1年	1年超	合計
神戸学園都市	教員	8	40	1,519	1,590	3,157
	院生	0	0	9	0	9
	学部生	5	0	46	8	59
	職員その他	2	0	1	0	3
	合計	15	40	1,575	1,598	3,228
姫路書写	教員	3	14	121	2	140
	院生	0	0	5	0	5
	学部生	0	0	37	4	41
	職員その他	0	3	6	3	12
	合計	3	17	169	9	198
播磨科学公園都市	教員	0	1	0	0	1
	院生	6	1	0	0	7
	学部生	20	26	10	0	56
	職員その他	0	0	0	0	0
	合計	26	28	10	0	64
姫路新在家	教員	0	543	51	0	594
	院生	0	7	6	0	13
	学部生	7	7	7	11	32
	職員その他	0	0	0	1	1
	合計	7	557	64	12	640
明石	教員	7	2	0	0	9
	院生	6	2	1	0	9
	学部生	9	(*) 43	0	0	52
	職員その他	0	0	0	0	0
	合計	22	47	1	0	70

(*)夏休み終了後、実習に行っている学部生が多いため返却が遅れているとのことである。

(神戸学園都市)

当キャンパスにおいては特に教員に関しては書庫内資料は一年間の貸出を認めており、一年経過時には貸出継続の手続を実施するように依頼しているが、このタイミングで貸し出し更新処理が行なわれなければまた一年間返却がなされない状態となってしまうことが多いため、長期間経過してしまっているものが多いとのことである。退職時点では返却を受け、仮に紛失した場合には弁償させるとのことであるが、貸し出し管理を徹底する必要があるものと思われる。

なお、一年を超えるものの内訳は次のとおりであり、4年以上のものが1,279冊残っている。

返却予定年	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
教員	1	12	251	199	127	167	132	125	264	62	102	148	1,590
学生									1	4	2	1	8

また、返却期限を経過しても返却されていない利用者に対しては、延滞日数に応じてシステムから自動的に督促のメールが送られることになっている。また、これでも返却されない利用者に対しては担当者が適宜電話あるいは督促状の郵送等を行っている。これらの電話、郵送による督促についてはどのタイミングで実施するかは定型化されておらず、またその実施状況に関して上位者がチェックするようにはなっていない。

(姫路書写)

一年を超えるものの内訳は次のとおりである。

返却予定年	H16	H17	H18	計
教員	1	0	1	2
学部生	1	1	2	4
職員その他	0	0	3	3

一年を超えるもののうち「職員その他」に関しては他のキャンパスでの非常勤教員であり、すでに在籍していないとのことである。当キャンパスに関連する者であれば在籍等の情報が把握しやすいが、そうでない者についても図書館の利用をすることができるため、このような者に関する管理をどのように行なっていくかの検討が必要である。

また、返却期限を経過しても返却されていない利用者に対しては、返却期限の翌月おおよそ10日くらいに郵送による督促を行なっているとのことであり、各実施時のリストはファイリングされていた。ただ、その実施状況に関しては適宜上席者が確認しているとのことであるが、定期的に検証・承認するようにはなっていない。上席者が定期的に検証・承認手続を実施し、その証跡を残しておくことが望まれる。

(姫路新在家)

一年を超えるものの内訳は次のとおりである。

返却予定年	H16	H17	H18	計
学部生	1	9	1	11
職員その他	0	0	1	1

特に館外利用者に関して延滞が発生した場合、電話による督促が行なわれているとのことであるが、この履歴は残されていないとのことである。残しておき、定期的に上位者の承認を得ておくことが望ましい。

⑥紛失図書に対する対応について（意見）

（神戸学園都市）

図書を紛失した場合は原則として現物で弁償させることとされており、原則として借りた人の申し出により把握しているとのことである。紛失届けがでているものの弁償されていないものが一件あるとのことである。（在学中の学生。）

⑦開館時間の変更に関する決裁書について（意見）

（姫路新在家）

「学術情報館図書等資料利用規程」第4条において、「学術情報館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする」と定められている。また、同条2項において、「前項の規定に関わらず、各館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる」と定められている。当キャンパスにおいては、平成14年度において開館時間の延長の決裁書が作成され、平成14年4月11日～7月31日、10月1日～12月24日、平成15年1月6日～2月14日のうち授業のない日以外については午後7時まで開館時間を延長している。この年度以降に関しても同様の運用がなされているとのことであるが、各年度においては決裁書が作成されていない。作成しておく必要がある。

⑧図書の管理不備について（意見）

（高度産業科学技術研究所）

高度産業科学研究所においては図書館はないが小規模な図書室はあり、購入図書そのものの登録は理学部（播磨科学公園都市学術情報館）において行なわれている。この図書室には主に雑誌などが保管されており、コンピュータによる管理システムは導入されておらず、司書もいないため貸出時には借りる者本人が台帳に手書きにて書籍名、氏名、貸出日、返却日を記載することとなっている。

当該台帳を閲覧したところ、平成12年7月頃に貸出の記載がなされ、監査日（平成19年12月26日）現在返却日の記載がなされていないものなど、長期間返却されていないと思われるものが散見された。これらに関して、高度産業科学研究所あるいは理学部いずれで管理するのも明確になっていない。コストの兼ね合いから管理システムを導入することは困難としても、管理責任を明確にし、定期的に台帳の記載内容をチェックするなどして管理する必要がある。

12. 備品の管理に関する事項

(1) 概要

① 備品の取得及び廃棄状態

下記キャンパスにおける過去3年間の取得および廃棄の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(取得)						
神戸学園都市	429	43,868	444	40,044	973	60,611
姫路書写	537	123,035	402	196,699	713	177,279
播磨科学公園都市	177	84,750	261	148,877	294	239,277
姫路新在家	310	43,171	281	40,381	316	44,065
明石	466	52,992	490	66,447	268	22,437
高度産業科学技術研究所	128	196,386	105	54,662	68	76,476
神戸	2,991	103,630	203	22,396	237	27,562
(廃棄)						
神戸学園都市	148	71,401	196	28,796	155	143,064
姫路書写	117	32,863	141	68,976	7	(*) 50,953
播磨科学公園都市	145	85,762	63	20,293	190	66,554
姫路新在家	99	14,362	236	36,398	189	22,432
明石	111	38,787	56	9,923	119	16,180
高度産業科学技術研究所	1	703	7	5,910	4	477
神戸	0	0	3	2,072	0	0

(*) 平成18年度の廃棄は計7件、50,953千円となっている。しかしこれは重要物品のみであり、実際には平成18年度においてはこれ以外の通常の物品195件についても教員からは廃棄申出書が提出され、物自体の廃棄は行なわれているものの、物品処分決定書が作成されていない。下記(⑨)廃棄手続きの不備について参照。

② 備品の管理要領

備品の適正かつ効率的な管理に資することを目的として「備品管理要領」が定められている。この備品管理要領によると、「財務規則別表第6の備品の分類に属する物品とは、使用耐用期間がおおむね一年以上に亘り、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が20千円以上のものをいう」とされている。また、車両、建設機械、購入価格200万円以上の機械等の重要物品及び準重要物品については「重要物品及び準重要物品の取扱いについて」によることとなっている。

(2) 監査手続

- ・当該要領等の遵守をはじめとした備品の管理状況につき、関係帳簿等の査閲、質問、現物実査等により検証。
- ・機種選定委員会議事録の閲覧。

なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

(3) 監査結果

①管理対象備品の金額基準の見直しについて（意見）

現状では、取得価額が20千円以上の備品については「備品管理要領」により備品出納簿等に記載して管理すべきことになっている。しかし、以下に記載しているように現実には適切には管理できていない状況にあり、費用対効果という観点からはより金額的重要性のある備品に対して集中して重点的に管理する方が望ましいと思われる。備品出納簿による管理対象資産の金額基準を見直しすることも検討すべきである。

②業務の標準化について（意見）

備品の管理方法に関して、各キャンパスによってその手続について異なる部分が見受けられる（備品出納簿が手書きのものとエクセルにて作成されたものがある等）。大学統合により今後担当者の異動もあるため、業務の効率化の観点からは統一・標準化を図っていくことが望ましい。

③備品使用簿の作成について（指摘事項）

備品管理要領第7条において「物品管理者は、職員から備品交付の請求を受けたときは、『備品使用簿』により責任者を明確にして使用させるものとする」と規定されている。しかし、各キャンパスにおいてこの『備品使用簿』は作成されていなかった。点数が多く存在する備品の一点一点についてこの『備品使用簿』を作成していくのは煩雑であること、また、『備品出納簿』上に当初の払い出し場所を記載するといった代替的な方法によっているキャンパスもあったが、要領が存在する以上、原則としてこれを遵守する必要がある。

④実地棚卸の実施について（意見）

備品管理要領に規定されていないこともあり、現状、各キャンパスにおいて備品に関しては実地棚卸が実施されていない。少なくとも一年に一回、定期的に、備品台帳に記載されている備品が実際に存在するのかどうか確認することが望ましい。

⑤備品出納簿の記入不備について（指摘事項）

（姫路新在家）

姫路新在家キャンパスでは県で定める備品出納簿は作成しているが、備品使用簿は作成されていない。また、備品出納簿には現在の使用先、現在数量、価格合計等記載することになっているが、次のような状況であり、的確に管理されていない。

- ・電子計算機につき備品出納簿上、監査日（平成19年12月11日現在）残っていると表示されている台数を集計したところ、639台あったが、備品出納簿上記載の残台数は595台と44台もの差異が生じている。備品出納簿上の除却の処理等が的確になされておらず、どのパソコンが残っているか特定できない状況である。
- ・使用者には退官した教員の名前になっているものが散見され、現在の使用者が記録されていない。
- ・備品出納簿上20～23年前に購入したパソコンが16台残っているかたちになっているが、使用しているとは考えにくい。

(姫路書写)

平成19年3月検収、4、5月支払分の備品に関して、監査日（10月10日）現在においても、備品出納簿上に登録されていなかった。通常は年度末が終了し、夏ごろには整理するが、人員の都合などによりまだ登録されていないとのことである。遅滞なく登録する必要がある。

(高度産業科学技術研究所)

イ. 下記備品に関しては「重要物品整理カード」及び監査資料である「重要物品等調」には記載されていたが備品出納簿に記載が漏れていた。

(単位：千円)

区分	種類	取得年月日	購入価額
理化学機械及び計測機械	デジタルマイクロスコープ	H18.12.20	6,000
同上	ELS-3700 電子銃・電子光学系	H19.3.20	15,015

ロ. 下記備品に関しては重要物品整理カードと備品出納簿の記載が異なっていた。

(単位：千円)

整理番号	種類	取得日	金額	摘要
13-133-900-17	X線多軸露光装置 安全インターロック機構	H16.1.30	20,000	重要物品整理カード上は左記の記載であるが、備品出納簿上は同整理番号には異なる備品が記載されている（平成16年2月27日取得LIGAビームラインビームシャッター1,232千円）

⑥備品出納簿の年度締め切りについて（指摘事項）

（姫路書写）（播磨科学公園都市）

備品出納簿は備品管理要領で定める様式とは異なる様式にてエクセルにて作成されている。なお、「備品管理要領の取扱いについて」において「備品出納簿は・・年度毎に出納状況を集計しておくものとする」と規定されているが、現状ではこの年度ごとの締め切り作業が行なわれていない。締め切り作業を実施し、年度末における残高を確定しておく必要がある。

⑦備品整理票貼付の有無確認について（意見）

（姫路書写）（播磨科学公園都市）（神戸学園都市）（姫路新在家）

（高度産業科学技術研究所）

備品購入後、備品出納簿に登録、整理番号を採番し、その後備品整理票（シール）を作成し、購入要求者（教員等）に渡す。購入した備品現品には購入要求者自らがこれを貼ることになっているが、実際に貼られているかどうかは第三者は確認はしていないとのことである。適切に添付されたのかどうか、何らかの理由により添付されなかったのであればその理由を聴取する等、第三者により確認することが望ましい。

⑧廃棄手続の不備について（指摘事項及び意見）

（姫路書写）

- イ. 備品の廃棄を行なう場合、廃棄申請者（教員等）から随時「廃棄申出書」が提出される。これには廃棄対象備品に貼られていた備品整理票をはがし、添付することになっているが、添付されてなくても特にその理由を記載するようにはなっていない。何らかの理由により廃棄対象備品の備品整理票が添付されない場合にはその理由を記載する必要がある。（意見）
- ロ. 「廃棄申出書」が提出された後、内部にて協議し、「物品処分決定書」が作成され、廃棄等が行なわれる。実際には、廃棄対象備品現物は廃棄申請者が処分場所に持って行き、これを廃棄業者が引き取っていくとのことである。この方法によると、廃棄の申し出がなされたものに関して実際に廃棄・処分がなされているかどうかは確認ができない。第三者が立ち会う等の方法により廃棄された事実を確認しておく必要がある。（意見）
- ハ. 平成18年度について行なわれた廃棄は計7件、50,953千円となっている。しかしこれは重要物品のみであり、実際には同年度においてはこれ以外の備品計195件についても教員からは廃棄申し出書が提出され、物自体の廃棄は行なわれているもの

の、物品処分決定書が作成されていないとのことであり、また、これらに関しては未だ備品出納簿からも削除されていなかった。（指摘事項）

二. H. 記載の7件に廃棄について検討したところ、以下の点が見られた。（指摘事項）

- ・ このうち6件については新台帳上（平成10年4月以降、エクセルにて作成）は廃棄の旨が記載されているが、旧台帳上には記載されていなかった。備品の記載の方法としては、新台帳には旧台帳からの繰越時に「旧台帳分」として数点まとめて整理番号、数量、金額が記載されているのみであり、当該物品の名称等の一件ごとの詳細は旧台帳上に記載されている。よって、旧台帳上も削除の旨を記載しておく必要がある。また、1件については新台帳上にも廃棄の旨の記載が漏れていた。
- ・ 1件について、物品処分決定書、重要物品整理カード、新台帳上は取得価額は6,031,000円となっているが旧台帳上は6,720,400円と（鉛筆書きにて）記載されており、双方の台帳上で取得価額が異なっていた。原因は不明である。

（播磨科学公園都市）

1. 担当教授等から「備品廃棄申出書」が提出され、「物品処分決定書」にて決裁される。廃棄対象物品は自ら倉庫に移動させ、年に2回程度廃棄業者が来て引き取っていくとのことであるが、「備品廃棄申出書」に記載されたものが実際に廃棄されているかは総務課では確認していない。第三者が立ち会う等の方法により廃棄された事実を確認しておく必要がある。（意見）
2. 現行のエクセルにて作成している備品出納簿上は、廃棄時には廃棄、と一行記載しているが、当該備品の取得時の箇所に線を引いて消すなどはしていないため一覧してどれが残っているかはわかりにくい。また、取得時に数台まとめて記載しているような場合など、どれが廃棄されたのかわかりにくい状態となっている。（指摘事項）

（明石）

1. 備品の廃棄に関しては、随時教員等が口頭にて廃棄希望備品を通知してくるとのことであるが、本来は書面にて廃棄の申請書を提出させ、これに基づいて行なうことが望ましい。（意見）
2. 廃棄時には総務課において「物品処分決定書」を作成するが、廃棄対象備品の備品管理票（シール）はこれには添付されておらず、総務担当者が保管したままとなっている。対象備品の「物品処分決定書」に添付しておくことが望ましい。（意見）

- A. 廃棄備品について、備品出納簿上は期末時にまとめて廃棄の入力をし、異動高の「払」の欄に記載し、マーカーにて色を塗っている。しかし、当該物品の取得時のものに線を引いて消す等はしていないため、一覧してどれが残っているかはわかりづらい状態となっている。また、取得時に数件まとめて記載しているような場合など、そのうちのどれが廃棄されたのか詳細がわかりにくい状態である。（指摘事項）
- 二. 平成18年度の以下の重要物品処分2点に関して、備品出納簿に廃棄の記載が漏れていた。漏れなく記載する必要がある。（指摘事項）

整理番号	廃棄日	摘要	購入価格(千円)
11-106-1-1-120	H19.3.23	アップルコンピュータ	3,380
11-106-900-152	H19.3.23	病院経営情報システム	5,229

(神戸学園都市)

備品廃棄時には教員が「備品廃棄申請書」を作成し、これに備品整理票を貼付して廃棄対象備品現品に添付することとされている。しかし、仮にこの備品整理票が貼付されていない場合でも特にその理由を記載することとはされていない。記載することが望ましい。なお、古い備品等、備品整理票の添付がなく備品出納簿上の特定が不可能なものについては現物のみ廃棄し、台帳からの削除は行なわれないケースもあるとのことである。（意見）

(姫路新在家)

1. 廃棄を行なう場合、廃棄申請者（教員等）から随時「廃棄申し出書」などの書面に基つき行なわれるようになっておらず、口頭である。（意見）
2. 廃棄対象備品の備品整理票は物品廃棄時に同時に処分されている。廃棄申請書に貼付が望ましい。（意見）

(高度産業科学技術研究所)

当研究所では平成18年度においては備品の廃棄は行なわれていない。それ以前に行なわれた廃棄の状況を検討したところ、以下のような点がみられた。

1. 廃棄申請者から「備品廃棄申出書」は提出されるが、これを許可した「物品処分決定書」は作成されていないとのことである。作成の必要がある。（指摘事項）
2. 「備品廃棄申出書」に備品整理票が貼付されており、廃棄が行なわれたものと思われるが備品出納簿上は残ったままとなっているものが散見された。（11-106-102

-054 iiyama moc U640 (SL) 平成16年2月19日廃棄申出 32千円 他)
(指摘事項)

⑨現物実査の不一致等について (指摘事項)

6 キャンパスにおいて任意に件数を抽出し備品現物実査を行ったところ、下記の状況であり、適切な管理が行われているとは言い難い状況であった。

キャンパス等	抽出 件数	種類・整理番号	金額 (千円)	摘 要
神戸学園都市	8	リパス生物顕微鏡 CH20-22S 13-33-101-4	103	顕微鏡現品に備品整理票が貼られておらず、同一物かどうかの確認ができなかった。
姫路書写	5	ステオ 11-109-113-5	201	所在が不明とのことで現物の確認ができなかった。
播磨科学公園都市	10	ヘリウム液化装置 19-135-900-5	89,407	購入時には一式であったが、装置の一部に関しては既に取り替えられており、備品管理票に関しては、取り替えられた旧備品に添付されていたものであろうとのことで見当らなかった。なお、使用日数は90日と記載されていたが、現場にある使用簿は66日となっていた、差異の24日に関しては詳細不明。
		超遠心分離機	7,374	この機器を使用する教授が姫路書写キャンパスにいるということであり、現物は姫路書写にあるとのことであった。備品出納簿にも記載されておらず、重要物品整理カードも作成されていない。ただし、理学部所管の備品であるため本来は理学部にて管理しておくべきものであると思われる。
		分子振動解析装置 19-131-114	94,245	購入時は一式で取得したが、現在は4つに分けて別々の場所で使用しているとのことである。備品出納簿上は購入時のまま一つにまとめて記載されているが、使用状況に合わせた記載とするよう改善が必要である。
		ブックアクションシステム 11-105-900-1	2,394	既に廃棄済みとのことであり、現物は存在しない。廃棄処理漏れ。
		パソコン 11-106-101-2	4,519	現在使用されておらず倉庫に保管されていた。使用見込みがないのであれば廃棄も検討すべきである。
姫路新在家	12	カスクロマトグラフ 昭和58年3月31日	2,000	現物はすでに廃棄済みとのことであったが、所定の手続きがとられていなかった。

明 石	8	張力用アンプ 13-131-109-1	164	現物はこれであると説明を受けたものの、備品整理票の添付がなされておらず同一物であることの確認はできなかった。箱の中に個々の物品が入れられているものであり備品整理票の添付が困難であったとのことであるが、箱に添付する等して物品が認識できるようにしておくことが望ましい。
		臨床分光光度計用 オートサンプルチェンジャー 13-134-109-5	741	現物なし。既に廃棄されたものかどうか、詳細は不明。
高度産業科学技術研究所	5	電子描画装置 13-134-900-16	49,955	備品出納簿に記載なし。また、現物は存在したが備品整理票の貼付がなく、特定は不可であった。
		LXG-150 電源 13-133-106-006	28,770	現物は存在するも備品整理票なく特定不可
		EPSON Type - SG 11-106-101-026	180	所在等の詳細不明

⑩重要物品の管理不備について（指摘事項）

（姫路新在家）

姫路新在家キャンパスで重要物品の管理状況を検討したところ、次の点が指摘された。

- ・重要物品整理カードの使用場所が旧名になっており、正しい使用場所が記入されていない。その為、現品が容易に確認出来ない。年に一度は現品調査し、使用場所を正しく記入しておくべきである。
- ・兵庫大学へ無料貸付中のものが重要物品整理カード上にその旨記入されていない。
- ・美術品は美術品等管理要領によれば、重要物品整理カードに代えて美術品等整理カードに登載し、記録整理することになっているが、当整理カードは作成されていない。

⑪重要物品の有効利用について（意見）

（姫路書写）

姫路書写キャンパスにおいては、年間の使用日数が10日未満の重要物品については使用している教員より「使用日数10日未満についての理由書」を入手している。平成18年度においては、下記のように使用回数が1ケタ台、中には0回という機器も多く存在した。その性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないとは思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、もっと有効に利用することはできないのか、あ

るいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄を検討すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの（取得価額 5,000 千円以上、平成 18 年度における使用実績が 10 日未満のもの）は以下のとおりである。

種 類	取得年月	購入価格 (千円)	平成18年度 使用日数	備 考
電気油圧式疲労試験機	S54.1	6,996	0	研究テーマの変更により現在は使用していないもの。
コンピュータ計測制御式 精密万能試験機	S56.3	9,826	0	一部故障。調整費用が多額であり、メンテナンス困難。
原子吸光光度計	S59.3	7,750	0	古いこともあり機能に問題あり使用不可。平成 19 年度廃棄予定。
走査顕微鏡	S63.3	6,000	8	走査電子顕微鏡を購入したため使用頻度が減っている。
プラズマ CVD 装置	H2.3	11,450	0	本装置を使用して行なう研究は既に終了した。平成 19 年度廃棄予定。
画像処理装置	H4.3	6,489	0	故障のため現在使用していない。廃棄処分予定。
誘電率測定装置	H4.3	6,496	0	故障し、修理を依頼するも部品なく不可能とのこと。
万能材料試験機	H6.3	6,500	6	卒論等の最終段階で使用する機械であるため使用日数は少ないもの。
アミノ酸分析計	H7.3	6,700	0	研究課題なく、廃棄手続き中。
高温熱膨張測定装置	H8.2	6,695	7	機械の性質上使用日数は少ないが、必要である。
水熱分解装置	H14.2	11,698	0	小型プラント実証用機械であるが、まだ基礎的研究の段階であり小型プラント実証実験まですすんでいないため使用日数は 0 となっている。

⑫重要物品の使用日数の管理不備について（指摘事項）

一点 5,000 千円以上の重要物品に関しては、当該年度の使用状況（一年間の使用日数）を監査用資料（「重要物品等調」）に記載することとなっている。この資料作成にあたり、前年度の記載日数や授業の開催日数を参考にして担当部課にて記載しているキャンパス、あるいは、メールや口頭によって各教員に使用日数を聞いてはいるが、その内容の妥当性

の確認（使用簿との突合せなど）は実施していないキャンパスが存在した。高額物品であり、使用日数が適切に把握できるよう改善が必要である。

(神戸学園都市)

区分	種類	取得年月	購入価額(千円)	平成18年度の 使用日数	摘要
理化学機械及び計測機械	分離用超遠心機	S63.3	5,000	30	①
事務機械	パーソナルコンピューター	H3.3	9,046	50	②
	日本語OCR	H4.3	8,879	50	
	ワークステーション	H6.3	10,454	50	

注①監査資料である「重要物品等調」上は使用日数30日と記載されているものの、同物品の使用簿を確認したところ1998年以降は研究テーマが変わったこともあり使用していないとのことであった。正確な使用日数を把握・記載しておく必要がある。

注②購入時の教員は異動になっており、現品がどのような状態でどこに保管されているかの詳細は不明とのことである(年間使用日数は当該教員の大体の授業数より概算にて記載したもの)。内容を把握しておく必要がある。

(播磨科学公園都市)

監査資料「重要物品等調」上に記載が要求されている各備品の年間使用日数は、それぞれ使用中の各教授に記載を依頼している。この手続としては、前年度のものを渡し、これに当年度分を記載してもらうようにしているとのことであるが、以下のように取得日から年度末日までの日数よりも多い日数が記載されているものが見られた。記載ミスであると思われるが、使用簿と照合する等の方法により正確性を確保する必要がある。

種類	取得年月日	購入価格	使用日数	(参考) 取得日から年度 末日までの日数
高感度冷却CCDカメラ付 蛍光顕微鏡	H18.10.4	4,725千円	200日	179日
IP-ネット工学システム	H19.2.15	8,425千円	70日	45日

(高度産業科学技術研究所)

監査資料である「重要物品等調」において、下記に関しては平成18年度における年間の使用日数が10日未満と記載されていたが、これは誤って下記平成17年度の使用日数をそのまま記載してしまったものであった。(平成17年度においては年度末近くの取得であったため、年間使用日数が10日未満であった。)正しく調査し、訂正しておくべき

である。また、現状では主として使用状況に関しては聞き取りにより記載されており、使用簿との照合は実施されていないとのことである。

区 分	種 類	取得年月日	購入価額	使用日数
理化学機械及び計測機械	超臨界洗浄・乾燥装置	H18.3.20	14,805千円	9
同 上	表面形状検査装置	H18.3.28	5,670千円	3

⑬「重要物品計算書」と「重要物品等調」の不一致について（指摘事項）

本部に対して提出している「重要物品計算書」と監査用資料である「重要物品等調」の記載に関して以下のように不整合となっていた。「重要物品計算書」については前年度の記載事項に当年度の増加分を加算し、減少分を減算するという方法により算出しているが、残について明細と照合し、両者が一致していることを確認しておく必要がある（重要物品計算書については千円未満の端数切捨てにて作成されているためこのことから生じる差異も含まれる）。

平成19年3月末

（単位：千円）

キャンパス等	重要物品計算書		重要物品等調		差 異	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
神戸学園都市	36	433,411	35	433,415	1	△4 ※①
姫路書写	288	2,536,477	285	2,536,217	3	260
播磨科学公園都市	260	2,649,440	258	2,636,245	2	13,195
高度産業科学技術研究所	105	4,698,007	103	4,702,682	2	△4,675 ※②

※① 件数の差については平成18年度に行われた廃棄の件数カウント誤りによるものであった。

※② 当該差異に関しては、「重要物品等調」上の「500万円未満のその他の重要物品」の記載が誤っていたことによるものであった。

⑭重要物品整理カードの作成洩れについて（指摘事項）

（姫路書写）

機種選定委員会の案件のうち一件、備品出納簿に登録されず、また重要物品整理カードが作成されていないものがあつた（透過電子顕微鏡内過熱・引張試料ステージ 購入価格6,000千円 平成18年6月14日議事案件）。

⑮備品出納簿と「重要物品等調」との不整合について（指摘事項）

（播磨科学公園都市）

10,000千円以上のものについて、「備品出納簿」と監査用資料である「重要物品等調べ」との照合を行なったところ、「備品出納簿」に記載があり「重要物品等調べ」に記載されていないものは7件計214,813千円存在し、一方「重要物品等調べ」に記載があり「備品出納簿」に記載がないものは8件計215,150千円存在した。再度調査の上、整合させておく必要がある。

⑩重要物品整理カードと備品出納簿との不整合について（指摘事項）

（播磨科学公園都市）

「重要物品整理カード」と「備品出納簿」との照合を行なったところ下記のように一部不整合が見られた。

- ・「重要物品整理カード」に記載があり、「備品出納簿」に記載がないもの
平成6年3月31日取得 6,500,000円 蛍光実体顕微鏡
- ・「備品出納簿」に記載があり「重要物品整理カード」に記載がないもの
平成5年2月18日取得 7,374,500円 超遠心分離機（現物は姫路書写にあるとのこと）

⑪公用車の有効利用について（意見）

（明石）

公用車については一台保有しているが、運転手が平成19年3月31日に退職し、以降は使用していないとのことである。現在所管換えの可能性も含めて検討されているとのことであるが、相当期間遊休になっている。迅速な対応が望まれる。

配車年月日	購入価格	備 考
H5. 3. 25	2,057千円	平成18年度稼働日数 148日

⑫貸与資産の管理不備について（指摘事項）

（姫路書写）

日本学術振興会からの受託研究（平成11年度から5年間の未来開拓プロジェクト）において、当キャンパスの教授がプロジェクトリーダーとなって取得し、他大学に無償にて貸し付けている機器（重要物品12件、その他計約40件）が存在する。既に平成16年3月末に当プロジェクトは終了し、当時プロジェクトリーダーであった教授も退官している。これら資産に関しては当プロジェクト終了後に各無償貸与先大学等に対して寄贈

されることとなっていたとのことであるが、未だにこの処理は行なわれず長期にわたって貸与資産として扱われたままとなっている。

⑩機種選定委員会への付議要否について（意見）

（高度産業科学技術研究所）

LCR メータについては取得価格が1,931,837円と2,000,000円未満であるにもかかわらず平成19年3月13日の機種選定委員会（持ち回り審査）が開催されていたが、この理由の詳細は不明とのことである。また、当該備品に関しては備品出納簿に記載されていなかった。

13. 薬品の管理に関する事項

(1) 概要

県立大学においては各キャンパスにより薬品の使用量及び使用頻度等にばらつきはあるが、それぞれのキャンパスにおいて実験用の薬品を使用している。

(2) 監査手続

各キャンパスの中で薬品を保管・管理している研究室を任意で抽出し、薬品の管理状況に関するヒアリングを実施した。また、保管状況を視察した。

(3) 監査結果

①管理規程の整備について（意見）

全学的に統一された共通の管理規程のようなものは存在せず、また、各キャンパスにおいても当該キャンパス内で統一された管理規程は作成されておらず、保管・管理の方法は原則として各研究室に任されているとのことである。危機管理に対する意識レベルを統一し、薬品管理をより効率的に実施していくため、作成しておくことが望ましい。なお、この際に規程あるいは要領に織り込んでおくべきであると思われる主な項目は以下のとおりである。

- ・管理するにあたり遵守する必要がある関連法規
- ・管理台帳の記載様式
- ・実地棚卸の実施に関する事項
- ・長期未使用薬品の把握・管理に関する事項

②薬品の実地棚卸の実施について（意見）

薬品に関して、実地棚卸を実施していない研究室、また、一定の時期に実施しているとのことであるがその証跡（いつ実施したのか、その結果差異ほどの程度発生していたのか）が判然としなかった研究室が存在した。一定時点で実地棚卸を実施し、その在高を確定しておく必要がある。

③長期未使用薬品の廃棄処理について（意見）

長期に亘って未使用となっている薬品のうち今後の使用見込みが低いものについても、廃棄の処理には手間とコストがかかるということもあるため適時に廃棄という処理はとられていないのが現状である。特に、前任教授が購入した薬品といったような、自らが購入

した薬品以外に関しては詳細が不明であるような場合も存在した。紛失・盗難というリスクもあるため、一定のルールにより廃棄処理を進めていくことも検討の必要がある。

④薬品管理不備について（意見）

下記のキャンパスについて薬品の管理状況を調べた結果、次のような状況であり、的確な管理がなされていない。

（明石）

パソコン（エクセル）にて台帳を作成しているが、実務上煩雑なこともあり、購入・使用の都度記載するという運用はなされていない。実際には、年に2回程度現物をカウントし、この残存数量を台帳に反映させていくという方法がとられている。なお、どの時点で現物がカウントされたのかの証跡が残されていなかったが、残しておくことが望ましい。

（播磨科学公園都市）

劇物・毒物等一定のものは別途「PRTR（注）対象物質 在庫量調査票」を作成している関係もあり、台帳管理しているが、その他の薬品に関しては台帳を作成していない。また、実地棚卸も実施されていない。原則として、全ての薬品に関して台帳による受け払い管理を実施し、一定時点で現物をカウントし、台帳との一致を確認する必要がある。

（注）PRTR法：「特定科学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

（姫路書写）

パソコン（エクセル）にて台帳を作成し、購入したら記載、使用済みとなれば削除している。また、実地棚卸を実施しているとのことであるが、その証跡は残されていなかった。台帳上に実際の在り高を記載しておく等の方法により、実地棚卸の結果、棚卸差損益の発生状況を明らかにしておく必要がある。

（姫路新在家）

購入した薬品に関してはエクセルに入力しているが、現有する薬品に関して網羅的に記載した台帳は作成されていないというケースが見られた。

⑤毒劇物の管理について（意見）

毒劇物に関しては仮に盗難・紛失などが発生した場合のリスクを考えるとその他の薬品を上回るレベルでの管理が必要である。例えば、毒劇物を貯蔵等する場所は、その他のも

のを貯蔵等する場所とは区分された毒劇物専用のものとし、施錠しておくこと、また、貯蔵等する場所については盗難防止のため一般の人が容易に近づけないようにすること、が必要であると思われるが、必ずしもそのようになされていない。

(明石)

現状では、毒劇物に関しても通常の薬品と同じ保管棚に保管されている。施錠されているが、鍵は複数本あり、講座の教員であれば誰でもが開閉可能とのことである。保管・管理コストとの兼ね合いもあるが、例えば毒物に関しては保管を別にし、鍵はより限定された者のみを使用することができる等、管理レベルを替えることも検討が望ましい。

(姫路新在家)

他の一般の薬品とは分けて保管されているも、適切に施錠されていないケースや、他の薬品と同じ保管庫にて管理しているケースが見られた。

14. 財務諸表の試算並びに他の公立大学との比較に関する事項

(1) 概要

平成16年4月1日に「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により法人化が可能となり、平成19年度迄に公立大学のうち法人化された大学が34校ある。これら公立大学法人の場合は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（以下、地方独立行政法人会計基準等。）に基づき、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書等）を作成している。

兵庫県立大学は公立大学法人ではないため地方独立行政法人会計基準等に基づく財務諸表を作成していないが、同会計基準等に基づき財務諸表を作成することにより、①県立大学の財政状態や運営状況等を把握することができること、②他の大学との比較が可能となることから、参考までに、財務諸表のうち、県立大学の平成18年度の貸借対照表、損益計算書及び行政サービス実施コスト計算書を試算した。その結果は下記(2)以降に記載している。

なお、先にも記載したように県では財務諸表を制度的に作成していないため、作成のために必要な情報を正確に把握できる体制にはなっていない。このため、試算した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び行政サービス実施コスト計算書。以下、同様。）は金額的な重要性を考慮しながら、実務的に可能な範囲で資料を入手して作成したものであり、その意味で正確かつ網羅的に財務諸表が作成されたとはいえないが、可能な限り地方独立行政法人会計基準等に準拠して作成した。

また、財務諸表の作成に当たっては、平成18年4月1日をもって県立大学が地方独立行政法人化したと仮定している。

(2) 貸借対照表について

(単位：百万円)

貸借対照表
(平成19年3月31日現在)

(資産の部)

I	固定資産		
1	有形固定資産		
	土地	37,757	
	建物及び構築物	31,597	
	機械装置及び工具器具備品	1,196	
	車両運搬具	1	
	図書	3,888	
	美術品・收藏品	62	
	建設仮勘定	184	74,684
2	無形固定資産		
	ソフトウェア	885	
	特許権	1	
	電話加入権	1	887
	固定資産合計		75,570
II	流動資産		
1	現金及び預金		1,139
	流動資産合計		1,139
	資産合計		76,709

(負債の部)

I	固定負債		
1	長期未払金		
	リース債務	430	
	割賦未払金	563	993
2	資産見返負債		
	資産見返運営費交付金等	212	
	資産見返寄附金	55	
	資産見返物品受贈額	4,819	
	建設仮勘定見返施設費	184	5,269
3	預り保証金		1
	固定負債合計		6,263
II	流動負債		
1	寄附金債務		135
2	未払金		
	リース債務	455	
	割賦未払金	79	
	その他	999	1,533
3	預り金		4
	流動負債合計		1,672
	負債合計		7,935

(資本の部)

I	資本金		69,025
II	資本剰余金		
1	資本剰余金	599	
2	損益外減価償却累計額	△849	△250
III	利益剰余金		-
	資本合計		68,774
	負債・資本合計		76,709

①貸借対照表の作成方針

貸借対照表に計上している資産、負債及び資本は、以下の方針に基づき計上している。

- a. 土地については、公有財産台帳の評価額で計上している。
- b. 建物等の固定資産を取得した場合、現金支出は取得年度に計上されるが、資産の利用による効果は利用期間に亘り発現するため、そのコストは利用期間に亘り計上すべきものと考えられる。従って、重要な固定資産について下記の方法によって減価償却費を計算し、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を計上している。なお、建物及び構築物については取得価額の不明なものがあつたため、一部の資産については取得価額ではなく、公有財産台帳の評価額を基に計算している。

イ. 建物及び構築物

定額法によって計算した。原則として、取得原価から備忘価額（1円）を控除した金額を耐用年数で除して計算している。なお、耐用年数は県が定める耐用年数を利用した。

ロ. 機械装置及び工具器具備品

取得原価2百万円以上の重要な機械装置及び工具器具備品について、定額法によって計算した。原則として、取得原価から備忘価額（1円）を控除した金額を耐用年数で除して計算している。なお、耐用年数は法人税法上の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数）を参考にした。

ハ. ソフトウェア

ソフトウェアはファイナンス・リースにより取得しているため、残存価額を零とするリース期間定額法により償却している。

- c. 図書については、取得原価で計上している。また、美術品・收藏品については、備品台帳上の評価額で計上している。
- d. 重要なファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
- e. 地方独立行政法人会計基準等では、運営費交付金、補助金及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合、取得した資産を固定資産に計上するとともに、同額を資産見返負債として固定負債に計上する会計処理を行うこととなるため、資産見返負債は平成18年度に運営費交付金等を財源として取得した償却資産を基に計上している。
但し、資産見返物品受贈額については、平成18年3月31日現在における、機械装置及び工具器具備品等の公有財産以外の償却資産の額（取得時から上記 b. に基づく減価償却計算を実施した結果得られた額）並びに図書の額を基に計上している。
- f. 資本金は、平成18年3月31日現在における、土地、建物及び構築物（取得時から上記 b. に基づく減価償却計算を実施した結果得られた額）の額を基に計上している。

- g. 資本剰余金は、平成18年3月31日現在における美術品・收藏品等の公有財産以外の非償却資産の額並びに施設費を財源として取得した固定資産を基に計上している。
- h. 資本剰余金の損益外減価償却累計額は、施設費等で取得した償却資産に係る減価償却累計額である。

②主な資産及び負債の内訳

資産総額は75,830百万円である。その大半は土地(37,757百万円)、建物及び構築物(31,597百万円)であり、キャンパス別の内訳は次の通りである(機械装置及び工具器具備品、図書の内訳も含む)。

(単位：百万円)

キャンパス名	土地	建物及び構築物	機械装置・ 工具器具備品	図書
神戸	-	-	-	44
神戸学園都市	12,611	4,541	0	2,006
姫路書写	10,825	6,057	89	1,011
播磨科学公園都市	3,185	5,046	269	28
姫路新在家	5,875	3,537	13	495
明石	2,718	6,093	10	283
高度産業科学技術研究所	-	1,691	814	-
附属高等学校	2,243	4,421	0	18
附属中学校	299	210	-	-
計	37,757	31,597	1,196	3,888

また、その他の資産及び負債の主な内容は、次の通りである。

(単位：百万円)

建設仮勘定	184	神戸学園都市キャンパスの会計専門職大学院学舎建設工事に係るものであり、建設仮勘定見返施設費に見合うものである。
現金及び預金	135	兵庫県立大学学術奨励会で保管しているものであり、寄附金債務に見合うものである。
	5	歳入歳出外現金であり、負債の契約保証金と預り金に見合うものである。
	999	平成19年4月～5月の出納閉鎖期間の支払額であり、未払金(その他)に見合うものである。
計	1,139	
ソフトウェア	885	情報システムをファイナンス・リース取引により取得しているため、ソフトウェアとして計上しており、リース債務に見合うものである。なお、リース債務は長期未払金及び未払金に区分して表示している。 ソフトウェアの主なものは、情報処理教育システム(平成19年3月末残高394百万円)、図書館システム(同140百万円)等である。
割賦未払金	642	割賦払契約で取得した建物に係る割賦未払金であり、長期未払金及び未払金に区分して表示している。 なお、割賦払契約で取得した建物は、明石キャンパスの貴崎教職員住宅(平成19年3月末残高155百万円)及び播磨科学公園都市キャンパスの西播磨学生寮(同487百万円)である。

なお、地方独立行政法人会計基準等では、運営交付金に基づく収益によって支払財源が手当される退職給付債務は貸借対照表に計上されないため、試算した貸借対照表には退職給付引当金を計上していない。しかし、県にとっては簿外の負債という性格をもつものなので、参考までに退職給付引当金の額を計算した。その額は、10,071百万円である。計算方法については(4)①c.に記載している。

また、県立大学整備事業に伴う起債(県債)額は貸借対照表には計上していないが、平成18年度末におけるこの県債に係る平成19年度以降の元利償還見込額は県の財政課によると10,374百万円(このうち主なものは姫路工業大学整備事業債で全体の77%を占めている)と試算されている。

(3) 損益計算書について

(単位：百万円)

		損益計算書	
		(平成18年4月1日～平成19年3月31日)	
I	経常費用		
1	業務費用		
	教育経費、研究経費及び支援経費	3,056	
	受託研究費	390	
	受託事業費	10	
	人件費	9,538	
			12,994
2	一般管理費		762
3	財務費用		16
	経常費用合計		13,772
II	経常収益		
1	運営費交付金収益		8,234
2	授業料収益		3,401
3	入学金収益		574
4	検定料収益		137
5	講習料収益		2
6	寄附金収益		160
7	補助金収益		30
8	受託研究等収益		390
9	受託事業等収益		10
10	資産見返負債戻入		
	資産見返運営費交付金等戻入	7	
	資産見返寄附金戻入	4	
	資産見返物品受贈額戻入	643	
			653
11	雑益		
	財産貸付料収益	3	
	宿舍貸付料収益	25	
	研究関連収益	79	
	その他雑益	72	
			180
	経常収益合計		13,772
III	経常利益		-
IV	当期純利益		-
V	当期総利益		-

① 損益計算書の作成方針

損益計算書に計上されている費用及び収益の金額は、県立大学の歳出及び歳入の金額を基礎として、主に下記の調整を行っている。

- a. 公会計においては、歳出と歳入の金額が均衡した予算に基づいて業務が執行されていることから、県立大学の平成18年度の歳出総額と歳入総額との差額については、運営費交付金が交付されているものと仮定した。
- b. 損益計算書に計上されている費用には、減価償却費や奨学費（授業料の全部又は一部を免除した額）等の非現金支出費用を含めている。なお、奨学費（168百万円）と同額の授業料収益を計上しているため、当期総利益への影響はない。

- c. 財務費用はファイナンス・リース取引等に係る支払利息である。
- d. 地方独立行政法人会計基準等では、運営費交付金、補助金及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合、取得した資産を固定資産に計上するとともに、同額を資産見返負債として固定負債に計上する会計処理を行う。負債計上された資産見返負債については、取得資産の費用化（減価償却）に応じて、資産見返負債戻入として収益に振替計上される。
- e. 県庁の各担当課で県立大学を支援するために発生する人事等の管理費は考慮していない。
- f. 教育経費、研究経費及び支援経費については、これらを区分して表示すべきであるが、区分表示に必要な情報が入手できないため合算して表示している。なお、教員人件費及び職員人件費についても、同様の理由により人件費として合算して表示している。

(4) 行政サービス実施コスト計算書について

(単位：百万円)

行政サービス実施コスト計算書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

1. 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費用	12,994	
一般管理費	762	
財務費用	16	
	13,772	13,772
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△3,401	
入学料収益	△ 574	
検定料収益	△ 137	
講習料収益	△ 2	
寄附金収益	△ 160	
受託研究等収益	△ 390	
受託事業収益	△ 10	
資産見返寄附金戻入	△ 4	
その他収益	△ 180	
	△4,859	△4,859
業務費用合計		8,913
2. 損益外減価償却相当額		849
3. 引当外退職給付増加見積額		△1,143
4. 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	104	
地方公共団体出資の機会費用	1,143	
	1,247	1,247
5. 行政サービス実施コスト		9,867

①行政サービス実施コスト計算書の作成方針

行政サービス実施コスト計算書とは、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するための書類である。

すなわち、地方独立行政法人の活動には必然的にコストが生じるが、このコストとして、現金の支出だけではなく、損益計算書に計上されない減価償却費や退職給付費用など、その年度の活動に対応させるべき現金支出を伴わない費用も含めることで、活動の実態を捉えることができると考えられる。

こうして把握したコストでどのような行政活動が展開され、この結果どのような効果を上げられたかを評価することができれば、コストと対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができる。

県立大学の行政サービス実施コストは平成18年度9,867百万円、県民1人当たりコストは約1,767円であった。上記コストが高いのかどうかは現在、判断できるデータを持ち合わせていないので判断できないが、その行政サービスの成果が的確に計数化出来なくても、発生主義によるコストを網羅的に把握した行政サービス実施コスト計算書を作成し、その業務運営の効率性を判断するデータとして、あるいは、県立大学の評価を行う場合のデータとして活用できると思われる。

なお、県立大学の行政サービス実施コスト計算書は、(3)において作成した損益計算書を基礎として、主として以下の調整を行っている。

a. 自己収入等

行政サービス実施コストは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算書上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、運営費交付金収益、国又は地方公共団体からの補助金等は自己収入等に含めていない。

b. 損益外減価償却相当額

地方独立行政法人会計基準等では、施設費等で取得した償却資産に係る減価償却費については損益計算書に費用として反映されないが、その費用は住民等の負担となることから、損益外減価償却相当額として計上している。

c. 引当外退職給付増加見積額

地方独立行政法人会計基準等では、運営交付金に基づく収益によって支払財源が手当される退職給付増加見積額は損益計算書に反映されないが、退職金は一定の期間に亘り労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職時以後に給付されるものであるため、そのコストは勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと考えられる。

また、その費用は住民等の負担となることから、損益計算書に反映されない退職給付増加見積額を引当外退職給付増加見積額として計上している。

退職給付増加見積額については、各年度末において全職員が普通退職したと想定し、その退職金要支給額を算出するとともに、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算している。なお、退職金要支給額の算出については、一人毎の積み上げ方式ではなく、対象職員の平均給与月額及び平均勤続年数による普通退職支給率に基づき簡便的に算出している。

また、実際に退職する場合には定年退職や勸奨退職の場合もあることから、試算された退職給付増加見積額は実際のコストより過少に算出されている。

d. 機会費用

県立大学が利用している土地等の財産を県から無償で使用する場合、支出は発生していないが、県はその財産等を他に利用できないという意味での機会費用が発生しているとも考えられる。行政サービス実施コスト計算書上は、その財産を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会費用を計上してある。機会費用は新発10年国債平成19年3月末利回りを参考に1.65%で計算している。

(5) 他の公立大学法人との比較

公立大学については、公立大学法人の財務諸表が公表されているため、他大学間の財務数値の比較分析を容易に行うことができる。

参考までに、学生数が県立大学と比較的近似の下記公立大学との比較を平成18年度の数値で実施した結果は次表のとおりである。

①資産額の比較

平成18年度末現在で学生1人当たり使用している資産合計及び固定資産合計を比較してみたところ、次表のとおりである。

(単位：百万円)

大 学 名	(固定資産合計) 資産額合計	固定資産のうち主なもの			学生総数	学生1人当たり (固定資産額) 資 産 額
		土 地	建 物 及び 構築物	図 書		
首都大学東京	(74,487) 82,994	35,760	31,030	3,705	8,767	(8.5) 9.5
横浜市立大学 注1	(27,865) 40,452	19,292	1,377	700	4,255	(6.5) 9.5
名古屋市立大学 注1	(78,226) 86,734	21,109	45,895	6,066	3,790	(20.6) 22.9
大阪府立大学	(43,139) 47,422	-	30,090	7,393	8,038	(5.4) 5.9
大阪市立大学 注1	(112,431) 123,277	38,531	55,317	13,153	9,258	(12.1) 13.3
北九州市立大学	(19,015) 20,331	4,464	11,388	2,258	6,794	(2.8) 2.9
兵庫県立大学	(75,570) 76,709	37,757	31,597	3,888	6,158	(12.3) 12.5

(他大学は全て公立大学法人であり、公表されている財務諸表、事業報告書より調べた数値である。)

注1は大学附属病院を併設している大学

学生1人当たり資産額をみると、名古屋市立大学と大阪市立大学が多いが、これは病院業務に係る固定資産のほか未収金等流動資産が多いことによるものと考えられる。一方、北九州市立大学は極端に少ない。

他大学は公立大学法人で現金預金等流動資産を多額に保有していることから、比較上学生1人当たり固定資産額でみると、名古屋市立大学に次いで県立大学が多い。県立大学の使用する不動産価額が比較的多いことによるものである。

②運営費交付金収益の比較

地方独立行政法人会計基準で求められている損益計算書の業務費の目的別分類(教育経費、研究経費、教育研究支援経費等)は県立大学で保有している決算データでは正確に計算し得ないため、例えば他大学の教育経費、研究経費の比較は行なえなかった。しかしながら、損益計算書の経常収益に計上されている運営交付金収益については、他大学との比較性は確保できていると考えられるところから、運営交付金収益につき、学生数が県立大学と比較的近似の下記の公立大学とこれらの学生1人当り運営費交付金及び授業料等収益と運営費交付金の割合を平成18年度の数値で比較してみた。

他大学と学生1人当り運営費交付金等の比較表

大学名	運営費交付金 収 益 (a) 千円	学生総数 (b)	学生1人当り 運営費交付金 (a)/(b) 千円	授業料等収益 ※注1 (c)	授業料等収益と 運営費交付金の 割 合 (a)/(c) %
首都大学東京	13,871,464	8,767	1,582	5,107,766	272
横浜市立大学 ※注2	11,391,020	4,255	2,677	2,538,064	449
名古屋市立大学 ※注2	9,291,549	3,790	2,451	2,206,848	421
大阪府立大学	12,283,238	8,038	1,528	4,737,089	259
大阪市立大学 ※注2	16,819,226	9,258	1,816	4,914,637	342
北九州市立大学	2,362,377	6,794	347	3,682,797	64
兵庫県立大学	8,233,732	6,158	1,337	4,112,683	200

(他大学は全て公立大学法人であり、公表されている財務諸表、事業報告書より調べた数値である。)

注1 授業料等収益とは授業料収益、入学金収益及び検定料収益の合計額である。

注2 大学附属病院を併設している大学

上記のごとく、学生1人当り運営費交付金の多い大学は大学附属病院を併設する横浜市立大学、名古屋市立大学、大阪市立大学であり、病院運営にかかるコストをカバーする為、運営費交付金を多額に受けているものと考えられる。また、北九州市立大学は347千円と著しく少ない。当大学は外国語、経済、文学、法学、国際環境工学の5学部、大学院を設置しており、理工科系の学部・大学院を設置していないことが関係していると思われる。県立大学は首都大学東京、大阪府立大学より若干少ない金額になっている。

また、各大学の授業料等収益と運営費交付金の割合でも、大学附属病院を併設している大学は高い割合を占め、文科系のみ北九州市立大学は著しく低い割合になっている。県立大学は、首都大学東京、大阪府立大学より若干少ない割合になっており、県立大学が県より受けている運営費交付金は特段大きいとか或いは少ないという状況ではないと考えられる。

③行政サービス実施コストの比較

平成18年度末現在で学生1人当り行政サービス実施コストを比較してみた結果は次表のとおりである。

大 学 名	行政サービス 実 施 コ ス ト	学 生 総 数	学 生 1 人 当 り 行政サービス 実 施 コ ス ト
	百万円	人	千円
首都大学東京	19,855	8,767	2,264
横浜市立大学 注1	17,738	4,255	4,168
名古屋市立大学 注1	16,638	3,790	4,389
大阪府立大学	17,114	8,038	2,129
大阪市立大学 注1	27,442	9,258	2,964
北九州市立大学	3,655	6,794	538
兵庫県立大学	9,867	6,158	1,602

注1：大学附属病院を併設している大学である。

注2：他大学の数値は、公表されている財務諸表及び事業報告書より抜粋した。

学生1人当り行政サービス実施コストをみると、大学附属病院を併設している名古屋市立大学、横浜市立大学及び大阪市立大学が多額である一方、北九州市立大学は極端に少ない水準となっている。

さらに、大学附属病院を併設していない大学、すなわち、首都大学東京、北九州市立大学及び大阪府立大学と兵庫県立大学を比較した結果は下表のとおりである。

県立大学の教職員一人当たり人件費については11,500千円であり、他の大学と概ね同水準であった。教職員一人当たり学生数及び教職員一人当たり自己収入については、大阪府立大学及び首都大学東京と概ね同水準であったが、北九州市立大学に比べ低い水準となっている。北九州市立大学については、理工科系の学部、研究科が設置されていないためと思われるが、教員、職員の別にさらに細かく分析し、生産性の観点から検討することも必要であろう。

(単位：百万円)

【行政サービス実施コスト計算書】	首都大学東京	北九州市立大学	大阪府立大学	兵庫県立大学
損益計算書上の費用	19,057	6,521	19,975	13,772
(うち、人件費)	11,355	3,779	12,706	9,538
自己収入等	△5,947	△4,105	△6,585	△4,859
損益外減価償却費相当額	4,213	570	2,398	849
引当退職給付増加見積額	△79	314	△655	△1,143
機会費用	2,610	356	1,981	1,247
行政サービス実施コスト	19,855	3,655	17,114	9,867
学生総数(人)	8,767	6,794	8,038	6,158
教職員総数(人)				
専任教員	697	253	792	555
常勤職員	402	124	248	175

【指標】

教職員1人当たり人件費(千円)	10,261	10,857	11,587	11,500
教職員1人当たり学生数(人)	8.0	18.0	7.7	8.4
教職員1人当たり自己収入(千円)	5,421	10,890	6,332	6,656

注1：他大学の数値は、公表されている財務諸表及び事業報告書より抜粋した。

注2：教職員1人当たり人件費の算定に際しては、引当外退職給付増加見積額を加味している。

(6) 管理目的の財務諸表の作成について(意見)

公立大学のうち平成19年度迄に法人化された大学34校、平成20年から21年度に法人化が予定されている大学が10校ある。これら公立大学法人の場合は、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書等)が公表されているため、他大学間の財務数値の比較分析は容易に行うことができるが県立大学の場合は財務諸表が作成されていないため、これを実施するのが難しい状況にある。公立大学法人でなくとも、公立大学法人とほぼ同じ会計基準を適用した非公式の管理用の財務諸表は作成することができる。県立大学は法人化せずとも法人化のメリットが明らかな部分についてはその導入を図る方針であることから、財務諸表を作成し、他の公立大学法人と財務数値の比較分析を行い、県立大学の財務上の優劣を認識し、県立大学の運営管理に資することが必要である。

15. 第1期中期計画の達成状況並びに課題に関する事項

A. 第1期中期計画の内容

県立大学は、神戸商科大学、姫路工業大学、県立看護大学の3つの県立大学を統合し、平成16年4月に設置されたが、この開学当初の平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間を計画期間とし、本学の目指す大学像を実現するための具体的な計画と開学初期における円滑かつ効果的な大学運営のあり方を定めることとして中期計画を公表している。この中期計画は基本目標につづき大項目として6項目が掲げられ、中項目27項目、小項目193項目が取り上げられている。この中期計画の目次は次のとおりである。

1. 基本目標
2. 計画内容
 - I. 先導的・独創的な研究の推進
 - 1 各分野における研究の高度化・重点化
 - 2 学内外における共同研究の推進
 - 3 新たな研究拠点の整備・充実
 - 4 外部研究資金の確保
 - II. 創造力と活力を有する人材の育成
 - 1 全学共通教育の充実
 - 2 社会ニーズに対応した専門教育の展開
 - 3 積極的な大学教育改革の推進
 - 4 遠隔授業の円滑な運営
 - 5 学術情報館のサービスの充実
 - 6 入学者受入れ
 - 7 学生生活支援
 - 8 附属高校における教育の充実
 - III. 地域社会や国際社会の発展への貢献
 - 1 地域社会との交流・連携
 - 2 地域産業との交流・連携
 - 3 国際交流の推進
 - IV. 大学運営における自主性・自律性の確立
 - 1 責任ある大学運営の戦略的・機動的推進
 - 2 開かれた大学運営
 - 3 教育研究・情報環境の整備
 - 4 大学生活の安全・安心の確保
 - 5 柔軟で多様な教員人事制度の構築
 - 6 事務組織の機能の強化
 - 7 効率的な業務執行
 - 8 地方独立行政法人化の検討
 - V. 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消
 - 1 統合のメリットを生かした教育・研究の推進
 - 2 学内学生交流の推進と就職支援
 - 3 教職員の意識啓発
 - 4 後援会組織の連携強化と充実等
 - VI. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

以下、目次に従い、主な内容を要約する。

1. 基本目標

統合による相乗効果と総合大学のもつ利点・特徴を最大限に生かし、異分野間の融合を重視した教育と研究を行い、独創的・先駆的な研究を推進して「新しい知の創造」に全力を尽くすとともに、新しい時代の進展に対応し得る確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成に努め、地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界・人類の幸せに貢献し得る大学となることを目指す。

2. 計画内容

I. 先導的・独創的な研究の推進

本学では、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視しつつ、地域や大学の有する個性的な資源を生かした先導的・独創的な研究を推進し、その最先端の学術的知見や技術を優れた人材の育成や地域社会の発展・活性化のために積極的に還元する。

1. 各分野における研究の高度化・重点化

- ・21世紀COEプログラムの積極的推進、・基礎研究から応用研究まで対応できる体制の構築、・先駆的・創造的研究、部局横断的共同研究、萌芽的研究の奨励、・県民ニーズや地域社会の課題に対処する研究、新産業創造に資する研究の推進、・放射光施設「ニュースバル」を活用した技術解析研究の高度化、・中期研究計画書の提出の制度化、研究成果の目標設定、評価システムの構築、評価結果を研究費の重要配分に反映する制度の検討、・研究成果の公開等による社会還元。

2. 学内外における共同研究の推進

- ・部局横断的な共同研究の促進
- ・学外研究機関との共同研究や客員研究員制度の活用
- ・産学連携機会の開拓
- ・国際共同研究の推進及びその為の研究者の宿舍確保
- ・産学官共同研究の中核拠点機能の充実
- ・研究者データベースの構築

3. 新たな研究拠点の整備・充実

- ・地域ケア開発研究所を設置し、災害看護拠点としてWHO研究協力センターの指定を受けるほか、「国際地域看護」「遠隔看護」等の研究と地域住民の健康増進に貢献する。
- ・社会応用情報研究所を構築する。
- ・森林・野生動物に関する附置研究所の設置を検討する。

4. 外部研究資金の確保

- ・競争的研究資金の獲得を図る科学研究費補助金の申請率を3年後には85%を目指す。
- ・研究者のコーディネート能力の向上を促進する。
- ・産学連携センターが中心になり、競争的研究資金の公募情報等収集し、研究者の支援をすると共に、外部資金の受入を推進する。
- ・寄附講座制度を活用し、企業等からの寄附金による教育・研究の活性化を図る。
- ・地方自治体、同窓会等との連携を深め、多様な外部資金の獲得を図る。

II. 創造力と活力を有する人材の育成

各分野において、高度化・多様化する社会的ニーズに対応し得る専門的知識・能力を教授するとともに、豊かな人間性の涵養、課題探求能力の向上及び国際的なコミュニケーション能力の育成を図る。

1. 全学共通教育の充実

- ・学生の語学力、情報処理能力の向上を重視する。
- ・情報関連科目では、情報科学に関する基礎的な仕組みを理解した学生を育成する。
- ・英語、情報関連教育の一層の改善を図るため、教育プログラムを再編する。
- ・「共通教養科目」を開講し、遠隔授業システムを活用し、全学的に拡充する。
- ・地域の実践家の活用や少人数の演習を行う。
- ・学生が自らの専攻以外の科目を履修する「他専攻科目」を開講する。
- ・学生が専攻以外の分野について体系的に履修することが可能となる「副専攻選択制度」の創設を検討する。
- ・情報通信技術を活用した教育支援システムの整備に努める。
- ・「総合教育センター」が中核となり、授業計画の立案や教員相互の評価助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化する。

2. 社会ニーズに対応した専門教育の展開

- ・社会的ニーズを踏まえながら、より質の高い専門プログラムの構築を図る。
- ・履修科目群を体系的に提供する「コース制」を導入する。
- ・大学院を含めた体系的な教育カリキュラムを編成するなど「学部・大学院一貫コース」の充実を図る。
- ・学内部局間交流を積極的に促進し、関連部局の相互乗り入れ講義、共同研究成果に基づく集中講義を実施する。
- ・各専門分野において地域の自治体や産業界と連携し、地域連携教育やインターシップ等の実践・体験型教育を進める。
- ・全学的な法律学習環境の充実を図る。

- ・「応用情報科学研究科（博士後期課程）」を設置する。
 - ・「専門職大学院」として会計士を育成する「会計専門職大学院」の設置を進めるほか「看護学専門職大学院」等の設置可能性を検討する。
 - ・デュアルディグリー制度等、複数の学位を与えることができる制度の導入を検討する。
 - ・大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。
3. 積極的な大学教育改革の推進
- ・「学生による授業評価」を実施し、授業内容・教育方法の改善と教育研究活動の活性化を図る。
 - ・教育方法の改善を図るため、教員相互の授業参観制度、教員研修会等を導入し、全学的なFD（Faculty Development）の推進を図る。
 - ・学生参加型授業やレポート作成とそれに基づくプレゼンテーションの実施など、授業手法の一層の工夫に努める。
 - ・各部局は、教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講じる。
 - ・各部局は産業界等との連携を推進し、地域の有為な人材を活用して、より実践的な教育プログラムの充実を図る。
 - ・教育プログラムの開発に取り組み、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」等の積極的な活用を図る。
 - ・「教育顕彰制度」の導入を検討する。
 - ・学生の意思等を教育改革の参考等とするため、学生と部局長等との懇談会を開催する。
4. 遠隔授業の円滑な運営
- ・キャンパス間で行う「遠隔授業」について、実施方法の点検と改善を図るとともに、対象科目を充実する。
 - ・遠隔授業について、授業内容・方法の質を高める。
5. 学術情報館のサービスの充実
- ・電子ジャーナル等電子コンテンツの充実を図るとともに、雑誌購入の効率化と研究活動の利便性の向上を図る。
 - ・各学術情報館で分散運用している図書館システムを統合し、統合的な利用者サービスの向上を図る。
 - ・各学術情報館を開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図るほか、地区学術情報館の整備・充実を図る。
6. 入学者受入れ
- ・大学の教育理念や各学部の教育課程の特色等に応じたアドミッションポリシーを確立し、ホームページ等により周知する。

- ・大学入試センター試験と異なる能力判定に力点を置いた試験内容に改善するなど入試制度の改革を推進する。
- ・「AO入試」を平成18年度入試から全学部で実施する。
- ・入試制度の調査研究、新しい入試方法の企画開発等を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設けるなど推進体制の強化を図る。
- ・オープンキャンパスや大学説明会、高校進路相談会等を積極的に活用し、入試広報を充実する。

7. 学生生活支援

学生部長を補佐する学生副部長及び各学部に基づく学部学生部長による密接な連携の下、次のきめ細かく、かつ責任ある学生生活支援を行う。

- ・学習支援、進路相談等学生に対する助言、指導を充実する。
- ・心身の健康確保のため、専門家によるカウンセリング体制の構築を図る。
- ・奨学金情報の収集、周知に努め、適切な経済支援措置を講ずる。
- ・就職等支援するため就職説明会の開催や企業等での人事労務経験を持つキャリアアドバイザーの設置など進路相談体制の充実に努める。
- ・学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会の連携、クラブ活動への協力など交流環境の整備に努める。

8. 附属高校における教育の充実

- ・遠隔授業システムの活用等により高大連携授業を充実するほか、特別推薦制度の拡充や附属高校教員の大学教育への参加の拡大等を検討し、附属高校との連携・協力関係の強化を図る。
- ・6年間の計画的・継続的な教育指導を展開し、生徒の個性や才能を伸ばす「中高一貫教育」の導入について、調査・検討する。

III. 地域社会や国際社会の発展への貢献

地域とともに発展する県立大学として、全教職員が地域帰属意識を持つとともに、生涯学習や産学連携、国際交流などを全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に行う。

1. 地域社会との交流・連携

- ・各種公開講座により、県民等に広く学習機会を提供する。
- ・科目等履修生、聴講生、研究生等の諸制度の活用により、県民等に対し大学の高度な専門教育の受講や研究の機会を提供する。
- ・関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進する。

- ・ 学術情報館が所蔵している内外の専門図書や附置研究所の所蔵資料等を一般に公開する。
 - ・ 附置研究所等が保有する資料等のデータベース化を進め、ホームページを通じた情報提供を行うなど研究者や専門家に対する情報利用環境の向上を図る。
2. 地域産業との交流・連携
- ・ 「産学連携センター」の企画・調整機能を高め、大学と産業界との交流を推進し、地域社会に開かれて大学としてその有する研究成果を地域に還元するとともに、教育・研究の活性化を図る。
 - ・ 知的財産の創出、管理、活用等に関する全学的なポリシーを確立し、知的財産の組織的な運用を行う「知的財産本部」の整備を図る。
 - ・ 技術経営や経営ノウハウを活用して中小企業の創業・第二創業を支援するなど、各部署の特性に応じて研究成果を地域に還元し、地域振興に寄与する。
 - ・ 連携大学院、客員研究員制度等を活用し、地域産業界との人材交流を積極的に推進する。
 - ・ 大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を推進する。
 - ・ 産学連携協同実験棟を整備する「インキュベーションセンター（仮称）構想」を推進する。
 - ・ ニュースパルの整備充実とともに、民間への有償開放とその利用環境の充実を図る。
3. 国際交流の推進
- ・ 「国際交流センター」と各部署が連携し、国際的な学術交流、教員交流、学生交流、留学生の受入等を促進することにより、本学の国際化を推進し、教育研究の活性化と水準の向上を図るとともに、知的国際貢献に寄与する。
 - ・ 学術交流協定を締結している海外大学等と遠隔授業システムを利用した授業連携等を推進するなど、交流事業の多様化を図る。
 - ・ 国際競争力の強化やグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生の海外留学を推進する。
 - ・ 受入留学生の宿舍確保に努め、留学生の受入体制の充実を図る。
 - ・ 受入留学生が生活習慣等の違いを克服し、豊かな学生生活を送れるよう、国際交流相談員を配置し、柔軟できめ細やかな学生生活支援を行う。

IV. 大学運営における自主性・自立性の確保

国立大学法人の状況、公立大学の法人化を視野に入れつつ、大学の自主性・自律性が発揮できる運営体制を構築する。

1. 責任ある大学運営の戦略的・機動的推進

- ・学長のリーダーシップの下で、機動的・戦略的な企画立案機能を強化するため、大学運営の基本的方向を協議する「学長・副学長会議」を置く。
- ・学外有識者を構成員に含む「運営協議会」など学内審議機関の適切な運営により、社会の意見を大学運営に反映する。
- ・全学的執行機能の強化を図るため、副学長がそれぞれ大学運営業務を分担し、関係する全学委員会の主宰、全学的センター等の運営を行う。
- ・事務職員の専門性を高めるとともに、各種委員会への参加を促進するなど教員と事務職員が連携・協力して共同責任のもとに、各種企画立案、事業の推進等を行う。
- ・大学の教育・研究・社会貢献等全般にわたる自己点検・評価結果に基づき、学内の人員・予算配分に反映させる仕組みを検討する。
- ・本計画の執行責任を明確にするとともに、その執行状況について自己点検・評価を行い、学外有識者による評価及び改善提案を受ける。

2. 開かれた大学運営

- ・県民に支えられる大学として県民や社会への説明責任を果たすため、教育・研究・社会貢献その他の活動状況の情報について、ホームページ等自主媒体により公開・提供するとともに、定期的プレスリリースを行うなど、積極的にマスコミ等を活用して広報する。
- ・大学運営に関する審議機関「運営協議会」の委員に、我が国の大学・産業界その他各界を代表する学外有識者の参画を得て、より魅力的な大学づくりに向け、戦略的な大学運営とその透明性の向上を図る。
- ・全学及び各部局に自己点検・評価委員会を設け、点検・評価システムを構築することにより、適切な評価とその公表を行う。

3. 教育研究・情報環境の整備

- ・教育研究環境の改善・充実を図るため、既存施設・設備の点検・評価を継続的に行い、施設の有効活用と必要な設備・面積等の計画的な整備に努める。
- ・「学術総合情報センター」を中心として、人的支援体制の充実も含めた情報ネットワーク運用体制の整備を図るとともに、ネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実に努める。
- ・遠隔授業システムを活用し、シンポジウム、講演会等の内容を各キャンパスに配信するほか、学生自治会活動や各種学内会議に同システムを積極的に活用する。

4. 大学生生活の安全・安心の確保

- ・災害や学生生活における様々な事件・事故等に迅速かつ的確に対処するため、全学および各キャンパスごとに安全管理委員会（仮称）を設置するとともに、緊急時の対応マニュアルの作成、防災訓練の実施等危機管理体制の確立を図る。
- ・情報セキュリティポリシーを策定し、同ポリシーを確保するための組織及びルールを作り、全学への徹底を図る。

5. 柔軟で多様な教員人事制度の構築

- ・教員採用にあたっては、優秀な専任教員を確保するため「公募」を原則とし、適格者を広く国内外から求める。
- ・教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対して、その多様性に配慮した評価方法を整備するとともに、大学全体としての人事評価システムのあり方を検討する。
- ・評価結果を踏まえた柔軟な処遇を可能とするため、サバティカル制度や教育・研究・社会貢献等いずれかを重点的に取り組む教員配置制度等の導入を検討する。
- ・新しい学問分野やセンター等の設置に対応し、中長期的な観点に立った適切な人員管理を行うため、教員の一定数を大学全体で運用する制度を検討する。
- ・優れた若手研究者等の登用を容易にし、教員の流動性を高めることのできる人事制度の導入を検討する。

6. 事務組織の機能の強化

- ・事務組織を事務局長の指揮下で一元化し、教員組織と事務組織が両輪となり、これまでの3大学の組織にとらわれない大学運営の推進を図る。
- ・大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する組織及び広報活動を専門的に行う組織の構築を検討する。

7. 効率的な業務執行

- ・本部事務局とキャンパス事務部の業務内容を業務量を点検の上、事務のあり方を見直し、業務分担を明確にするとともに、事務の円滑・効率的な業務執行体制の実現を図る。
- ・情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。
- ・事務部長会議その他の学内会議に、積極的に遠隔会議システムを活用し、経費、時間の削減に努める。

8. 地方独立行政法人化の検討

- ・国立大学法人の運営状況及び他府県の公立大学法人化の検討状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証する。

V. 3 大学統合によるメリットの発揮と課題の解消

3 県立大学を統合して開学した経緯を踏まえ、統合による相乗効果を発揮し、教育・研究・社会貢献活動の充実強化を図るとともに、開学初期における課題に速やかに対応し、新たな大学文化の醸成に努める。

1. 統合のメリットを生かした教育・研究の推進

- ・分散するキャンパスの学生が総合大学のメリット（履修科目選択肢の多様化）を享受できるよう、兵庫県の情報通信基盤を活用した「遠隔授業システム」を導入し、その通信帯域の拡大等システムの安定と改善を図りつつ、提供科目の拡充を進める。
- ・全学共通教育の質の維持・向上を図るため、詳細な授業企画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化し、3 県立大学の教養教育力の全学的展開と充実を図る。

2. 学内学生交流の推進と就職支援

- ・学生の意向を尊重しながら、学生自治会の全学体制づくりへの支援を行う。
- ・3 県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。

3. 教職員の意識啓発

- ・共同研究発表会、学際的シンポジウム等部局横断的に取り組む事業を充実し、共同研究を促進する環境を整備する。
- ・部局長等が相互に他キャンパスを訪問し、相互理解と部局間交流の契機とする。

4. 後援会組織の連携強化と充実等

- ・学生の課外活動、就職活動その他大学運営に関して支援を行う後援会及び同窓会について、それぞれの伝統と慣行を尊重しながら、その連携・協力体制の構築を支援し、全学的な合同組織の設立を促進する。

VI. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

県立大学の情報を公開・提供するとともに、積極的に内外に広報することにより、県立大学についての社会の理解を高め、入学志願者の確保や産学連携その他の事業の円滑な推進に資する。

B. 第1期中期計画達成度の評価結果

第1期中期計画について、その着実な推進を図り、本学の教育、研究、社会貢献活動等の質の向上に資するとともに、大学運営の状況を明らかにし、社会への説明責任を果たすために、当中期計画の推進状況について平成17年9月現在で自己点検による中間評価を行い、その評価結果（要旨）と評価報告書（概要版）を平成17年11月に公表している。

引続き、平成18年12月に当中期計画の推進状況について平成18年9月現在で、自己点検・評価を行い、その評価結果（要旨）と自己点検・評価結果（項目別概要）を公表している。

更に、平成19年3月に外部委員で構成されている兵庫県立大学評価委員会において当中期計画の県立大学による自己点検・評価結果に対する評価として、「兵庫県立大学第1期中期計画業務実績に関する評価報告書」（以下、外部評価委員会評価報告書と略す）が公表されている。

以下、平成18年12月に公表された第1期中期計画の自己点検・評価結果と外部評価委員会評価報告書につき概要に併せ包括外部監査人の意見を述べる。

(1) 第1期中期計画の自己点検・評価結果について**① 評価方法と評価結果**

中期計画に取り上げられた小項目193項目につき、担当部局が各々「第1期中期計画自己点検・評価調書」を作成している。評価項目によっては12部局が同じ評価項目を自己評価している項目があるため、この評価調書は497件に及んでいる。これら各部局の自己評価結果を県立大学としてまとめ、193の小項目につき次の4段階で達成度を評価している。

Ⅳ：計画を上廻って実施している。

Ⅲ：計画を順調に実施している。

Ⅱ：計画を十分に実施できていない。

Ⅰ：計画を実施していない。

この193項目の評価結果を大項目、中項目別に集計すると、次表のとおりであり、Ⅳ評価7項目、Ⅲ評価141項目、Ⅱ評価45項目である。

計 画 内 容	小項目数	自己点検・評価			Ⅱの割合 %
		Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	
I. 先導的・独創的な研究の推進	27	3	19 (20)	5 (4)	19 (15)
1 各分野における研究の高度化・重点化	7	1	5	1	
2 学内外における共同研究の推進	8	0	7	1	
3 新たな研究拠点の整備・充実	6	2	3	1	
4 外部研究資金の確保	6	0	4 (5)	2 (1)	
Ⅱ. 創造力と活力を有する人材の育成	63	3 (5)	45 (48)	15 (10)	24 (16)
1 全学共通教育の充実	8		7	1	
2 社会ニーズに対応した専門教育の展開	13	1 (2)	9	3 (2)	
3 積極的な大学教育改革の推進	8		5 (6)	3 (2)	
4 遠隔授業の円滑な運営	2		2	0	
5 学術情報館のサービスの充実	5	(1)	4	1 (0)	
6 入学者受入れ	6		4	2	
7 学生生活支援	18	1	12 (14)	5 (3)	
8 附属高校における教育の充実	3	1	2	0	
Ⅲ. 地域社会や国際社会の発展への貢献	32	1 (2)	23 (27)	3	9
1 地域社会との交流・連携	12	0	11	1	
2 地域産業との交流・連携	9	1 (2)	8 (6)	0 (1)	
3 国際交流の推進	17	0	9 (10)	2 (1)	
Ⅳ. 大学運営における自主性・自律性の確立	53	0	37 (41)	16 (12)	30 (23)
1 責任ある大学運営の戦略的・機動的推進	13	0	11 (12)	2 (1)	
2 開かれた大学運営	7	0	6	1	
3 教育研究・情報環境の整備	6	0	4 (5)	2 (1)	
4 大学生生活の安全・安心の確保	7	0	5 (6)	2 (1)	
5 柔軟で多様な教員人事制度の構築	7	0	3 (4)	4 (3)	57 (43)
6 事務組織の機能の強化	4	0	3	1	
7 効率的な業務執行	6	0	2	4	
8 地方独立行政法人化の検討	3	0	3	0	
Ⅴ. 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消	14	0	9 (10)	5 (4)	36 (29)
1 統合のメリットを生かした教育・研究の推進	4	0	4	0	
2 学内学生交流の推進と就職支援	4	0	1 (2)	3 (2)	75 (50)
3 教職員の意識啓発	3	0	3	0	
4 後援会組織の連携強化と充実等	3	0	1	2	67
Ⅵ. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実	4	0	3	1	25
計	193	7 (10)	141 (149)	45 (34)	23 (18)

() 内は自己点検評価と外部評価委員会の評価が異なる項目につき、外部評価委員会による評価結果を示したものである。

大項目でⅡの十分に実施できていないという評価が比較的多い(25%以上)項目は、次の項目である。

Ⅳ 大学運営における自主性・自律性の確立

Ⅴ 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消

Ⅵ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

また、中項目でⅡの十分に実施できていないという評価が比較的多い(50%以上)項目は、次の項目である。

Ⅳ5 柔軟で多様な教員人事制度の構築

Ⅴ2 学内学生交流の推進と就職支援

Ⅵ4 後援会組織の連携強化と充実等

②計画を上廻って実施していると評価された項目

Ⅳの計画を上廻って実施している評価が付けられている7つの小項目は次の項目である。

計 画 項 目	推 進 状 況
(各分野における研究の高度化・重点化) 1) 放射光施設「ユースパ」等本学の有する研究基盤を活用し、材料解析研究の展開等研究の高度化を図る。	高度科学技術研究所において、戦略的な材料解析研究を進めている。平成19年度には新ビームラインを導入する。
(新たな研究拠点の整備・充実) 2) 地域特性に応じた看護システム等を開発・構築するとともに、その研究成果を社会に還元するため、大学附置研究所として「地域ケア開発研究所」を設置する。 3) 野生動物に関わる社会的課題に対応し、科学的・計画的な野生動物の保護管理の推進を図るため、兵庫県で検討されている「森林・野生動物保護管理研究センター(仮称)」の整備に合わせ、本学の新しい附置研究所部門の設置について検討を進める。	平成16年12月に地域ケア開発研究所を開設した。 平成19年4月に自然・環境科学研究所に森林・動物系の研究センターを開設した。
(社会ニーズに対応した専門教育の展開) 4) 持続的な環境戦略及び人と自然の共生に関わる生涯学習の研究者を育成するため、環境人間学部と自然・環境科学研究所が連携した「大学院環境人間学研究科新専攻設置構想」を推進する。	平成19年4月から環境人間学研究科に「共生博物部門」を新設した。
(学生生活支援) 5) 学生寮に入居している学生の快適な生活環境を確保するため、学生寮施設の適切な維持管理や各種福利厚生施設の充実に努める。 6) これまでの教育実績を踏まえつつ、今後さらに、ゆとりのある学校生活の中で6年間の計画的・継続的な教育指導を展開し、生徒の個性や才能を伸ばす「中高一貫教育」の導入について、調査・検討する。	理学部で平成16年度に最も要望の強かった学生寮を新設した。希望者に対する入寮率は平成18年度86%である。 平成19年度4月に附属中学校を開設した。

<p>(地域産業との交流・連携)</p> <p>7) 産業界との研究交流を促進し、その研究成果を用いて次世代の産業の芽を創生するため、産学連携共同実験棟を整備する「イノベーションセンター(仮称)構想」を推進する。</p>	<p>平成19年2月にイノベーションセンターを姫路書写キャンパス内に開設した。</p>
--	---

③計画を十分に実施できていないと評価された項目

a. 自己点検・評価結果(要旨)について

自己点検・評価結果(要旨)において計画が未達成であったとして取り上げられている項目は次のものである

1. 先導的・独創的な研究の推進

1) 部局の特性に応じて競争的研究資金の獲得に向けた体制づくりを進めており、科学研究費補助金申請率(延申請件数/専任教員数)は年々、向上しているが、部局によりばらつきがあり、全体として、目標(H19年度:85%)に到達していない。

・科学研究費補助金申請率 H16年度:68%→H17年度:74%→H18年度:77%

2) 研究成果の評価システムについては、一部の部局において評価結果による研究費の重点配分を行っているが、全部局での実施には至っていない。

2. 創造力と活力を有する人材の育成

(専門教育)

1) 「他専攻科目」については、他学部の専門基礎科目から精選して開講しているが、学生が専攻以外の分野を体系的に履修することのできる「副専攻選択制度(仮称)」については、未だ十分な検討が出来ていない。

2) 複数の学位を修得できるデュアルディグリー制度の導入については、応用情報科学研究科において委員会を設置して検討しているが、他の部局においては本格的な検討に至っていない。

(教育改革)

3) 学生の意見等を教育改革に生かすため、学生と部局長等との懇談会を開催しているのは理学部のみであり、他部局においても実施する必要がある。

4) 文部科学省の支援施策である「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育二一取組支援プログラム」等には、採択実績がなく、より積極的な取組が必要である。

(学生生活等)

5) 学生生活委員会が中心となり、臨床心理士によるカウンセリング、キャリアデザイン講習会など学生生活の充実やキャリア形成支援等に取り組んでいるが、就職支援の体制は不十分である。

ハ. 大学運営における自主性・自律性の確立

- 1) 公募による教員採用や、任期制の導入など、柔軟で多様な教員人事制度の構築を進めているが、評価結果に基づいた定員・予算の配分やサバティカル制度等については十分な検討が出来ていない。教員の評価を踏まえた処遇方策等（サバティカル制度など）について、早急に検討を進める必要がある。
- 2) 中長期的な視点に立った適切な人員管理を行うため、一定の教員定数を大学全体で管理運用する制度について、早急に検討を進める必要がある。
- 3) 教育研究環境の改善・充実を図るため、建物の建替、改修等について、情報化や耐震化も含めた整備計画について、早急に検討を進める必要がある。

ニ. 3 大学統合によるメリットの発揮と課題の解消

- 1) 遠隔授業システムの活用による他学部科目の受講や、部局を超えた学際的研究グループによる共同研究など、統合に伴う成果も認められるが、総合大学としてのメリットの発揮は充分ではない。また、学生自治会、後援会、同窓会の全学的な組織作りも進んでいない。
- 2) 3 県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークの把握、同窓会の連携方策については、具体的な仕組みの構築に至っておらず、学生自治会、後援会などの全学組織化を含め、積極的な取組が必要である。

上記の事項のうち、包括外部監査人が特に重要度の高いと判断したものは、2) で多くの部局において研究成果の評価システムの構築を検討中であり、評価結果を研究費の重点配分に反映する制度は出来ていないという点、ハ. 1) の教員の人事評価システムが確立していないという点及びハ. 2) の中長期的視点に立ち、教員定数を大学全体で管理運用する制度の検討が必要という点である。

b. 自己点検・評価結果（項目別概要）について

当自己点検・評価結果（項目別概要）は、小項目 193 項目につき担当部局を示し、達成度、推進状況を記載したものである。Ⅱ 計画が十分に実施できていないと評価された 45 項目につき、十分に実施できなかった理由を大学本部、企画調整部、企画課に質問した結果、次の回答を得た。なお、左端の重要度の欄に◎を入れている項目は、包括外部監査人が重要度が高いと判断した項目である。

重要度	計画番号	中期計画	「十分実施できていない」理由
◎	I 1 (6)	各部署の特性に応じて、中期研究計画書の提出を制度化するなど目指すべき研究課題等を部局ごとに設定し、点検・評価を継続して行うなど研究成果の目標設定と各研究の特性に応じた多様な基準に基づく評価システムを構築し、評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。	評価結果を研究費に重点配分する前提条件として、目標設定と評価システムの構築が必須であるが、いずれの部局においても検討段階である。
	I 2 (5)	国際的な研究体制の整備・充実のため、研究者の継続的な宿舍確保策について、検討を進める。	限られた予算のなかで宿舍の新設は、困難であるところから、民間施設等の状況を調査するとともに、県の公社住宅の活用について検討に着手したところである。
	I 3 (5)	応用情報分野における教育研究活動の拡充と産学官共同研究を推進し、新産業の創出、地域産業の振興、地域力の実践等に貢献するため、「社会応用情報研究所(仮称)」を構築する。	博士後期課程の設置や研究科の教育の柱となる長期インターシップ制度づくりなど、研究科の立ち上げとその運営に研究科資源を集中的に投入したため、新たな研究所設立について十分な検討が行えなかった。
◎	I 4 (1)	COE 検討委員会を設置するなど戦略的な研究体制の構築に取り組み、文部科学省、厚生労働省等の財政支援事業に積極的に申請するなど、競争的研究資金の獲得を図る。例えば、科学研究費補助金申請については、3年後には85%の申請率(全教員に占める申請件数の割合。16年度申請分:68%)	H18年度までは、申請率が伸びていたが、H19年度については申請率が低下した。なお、基礎研究分野や文系分野では、科研費等の競争的研究資金への申請率が低く、全体の達成度を下げている。
	I 4 (5)	寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図る。	寄附講座制度の周知には努めているが、講座設置には人件費等多額の経費が必要となるため企業申請は増加していない。
	II 1 (6)	総合大学としてのメリットを生かし、学生の多様な関心に応えるため、学生が自らの専攻以外の科目を選択して履修する「他専攻科目(専門教育科目等)」を開講する。また、これを活用して適切な履修プログラムを示すことにより、学生が専攻以外の分野について、体系的に履修することが可能となる「副専攻選択制度(仮称)」の創設を引き続き検討する。	副専攻選択制度については、主専攻への影響を考慮するため、現実的なカリキュラムの作成が難しい状況にある。
	II 2 (6)	現代社会における法律知識の必要性の高まりに対応し、経済学部・経営学部での実績を生かしながら、全学的な法律学習環境の充実を図る。	全学的な法学教育環境整備の人材確保が困難であった。
	II 2 (10)	多様な専門教育課程を持つ総合大学としてのメリットを生かし、デュアルディグリー制度等、複数の学位を与えることのできる制度の導入を検討する。	応用情報科学研究科と看護学研究科の間で検討を行ったが、実施に至らず検討を継続することとしているが、他の学部等では進んでいない。

II 2 (11)	研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチスタント制度」の拡充を検討する。	限られた予算のなかで全学的な制度化は、困難であったが、H19年度は外部資金による研究を対象に制度化を行った。
II 3 (6)	先進的な教育改革プログラムの開発・改善を進めるとともに、各種審議会からの提言や社会的要請の強い政策課題に対応した教育プログラムの開発に取り組み、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育コース取組支援プログラム」等の積極的な活用を図る。	申請については、積極的に行っているが、採択に至っていない。 (申請実績) 特色あるGP H17:1件 現代的教育GP H16:3件、H17:1件、H18:2件 魅力ある大学院GP H17:1件、H18:1件
II 3 (7)	教育手法の開発と実践、教育効果の向上に貢献した教員、グループ等を学長から表彰する「教育顕彰制度」の導入を検討する。	県立大学教員としての実績を顕彰するには、時期尚早であるとの考えから、他事業の推進を優先した。なお、H19年度に教員を対象とする顕彰制度を創設した。
II 3 (8)	学生の意見等を教育改革の参考等とするため、学生と部局長等との懇談会を開催する。	一部学部では実施しているが、全学的には実施にいたっていない。今後は全学部へ広げていく方向で検討を行っている。
II 5 (5)	各地区それぞれの専門分野に応じた特色ある情報拠点として各地区学術情報館の整備・充実を図る。	限られた予算のなかで十分な整備はできなかったが、特色のある情報拠点としての整備・充実を図るため、他大学の図書館とコンソーシアムを組織し、図書経費の節減や情報交換等を推進している。
II 6 (4)	A0入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設けるなど推進体制の強化を図る。	入試広報のために非常勤嘱託員1名を配置したが、推進体制の充実・強化が不十分であった。
II 6 (6)	入試における様々なミスが発生するためのマニュアルの作成など、適切な入学者選抜手順等について常に改善を図る。	平成18年度入試において一部出題ミスが発生した。平成19年10月に各学部で入試問題作成ミスに係るガイドラインを作成予定である。
II 7 (4)	学生の心身の健康相談を充実するため、専門家によるカウンセリング体制の構築を図るとともに、全学的な「保健管理センター(仮称)」の設置を検討する。	カウンセラーによる巡回相談は実施しているが、保健管理センターの設置については、県立大学全体の組織体制の見直しも必要であることから、検討が進まなかった。
II 7 (10)	学生の就職活動を支援するため、各部局及び本部が、就職情報の収集に努め、その周知を図るとともに、就職説明会の開催、関連のある産業界に対する教育理念等の発信等全学的に支援体制の強化を図る。	限られた予算のなかで、事業の優先度を考慮し、実施できなかったが、引き続き、事業の必要性等を検討していく。
II 7 (11)	これまで蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。	同窓会の統合への取り組み状況を見て、検討することとなった。同窓会については、19年度中に運営組織を結成する方向で準備を進めている。

	II 7 (12)	企業等での人事労務経験を持つキャリアアドバイザーや「就職相談センター(仮称)」の設置を検討するなど、学生の就職等進路相談体制の充実に努める。	キャリアアドバイザーや「就職相談センター(仮称)」の設置については、県立大学全体の組織体制の見直しも必要であることから、検討が進まなかった。 なお、H17年度よりキャリアデザインガイダンスを始めるなどガイダンスの充実に努めている。
	II 7 (15)	学生が卒業後、また留学生が帰国後も大学との継続的な交流を可能とするため、卒業生データベースの整備と大学情報の提供などネットワークの構築を図る。	同窓会の統合への取り組み状況を見て、検討することとなった。同窓会については、19年度中に運営組織を結成する方向で準備を進めている。
	III 1 (4)	情報技術の進展を踏まえつつ、社会人の高度専門教育への学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供するため、「遠隔授業システム」の活用・拡充による新たな生涯学習事業の推進を検討する。	遠隔授業システムを活用して、公開講座を実施する地域の会場におけるシステム間の調整が困難であった。遠隔授業システムについては、全学的なシステム更新の検討が進められているため、更新後に生涯学習の利用について再検討する。
	III 3 (3)	学術交流協定を締結している海外大学等と遠隔授業システムを利用した授業連携等を推進するなど、交流事業の多様化を図る。	遠隔授業システムの連携については、設備面や経費面のみならず、授業内容、担当教員等、相手方大学と調整すべき事項が多数あり、困難であるが、新たな語学研修プログラムの企画等で交流事業の多様化を図っている。
◎	III 3 (7)	国際競争力の強化やグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生の海外留学を推進する。	学生の海外派遣を推進するため、学術交流協定、日本学生支援機構やひょうご大学連携事業推進機構等の奨学給付金制度を活用しているが、こうした組織の予算が年々削減されており、学生の海外派遣の増加が困難な状況にある。
	IV 1 (11)	全学的な広報戦略の確立を図るとともに、その執行体制を整備し、全学的広報活動の強化を図る。	検討に時間に要したため、第2期中期計画の課題にした。
◎	IV 1 (12)	大学の教育・研究・社会貢献等全般にわたる自己点検・評価結果に基づき、学内の人員・予算配分に反映させる仕組みを検討する。	人事評価制度については、情報収集の段階で終わったが、19年度に学内に作業チームを設置し検討を進めている。
	IV 2 (7)	後援会、企業役員、名誉教授等との定期的意見交換会を設ける。	後援会とは毎年意見交換会を開催しているが、名誉教授会については兵庫県立大学としての名誉教授が一定規模となった段階で実施することとしている。(名誉教授会はH19年7月に開催)
◎	IV 3 (1)	教育研究環境の改善・充実に努めるため、既存施設・設備の点検・評価を継続的に行い、施設の有効活用と必要な設備・面積等の計画的な整備に努める。	限られた予算のなかで、特に緊急性の高い老朽化の著しい建物の耐震化工事の検討を行っているところであり、大型研究機器の整備についても順次更新を行っている。
◎	IV 3 (4)	「学術総合情報センター」を中心として、人的支援体制の充実も含めた情報ネットワーク運用体制の整備を図るとともに、ネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実に努める。	全学の情報システム部会や地区ごとの情報システム部会を通じて、ネットワーク運用を適切に行っている。しかしキャンパスが6つに分散しており、それぞれのキャンパスで、情報システムの専門的知識を持ち、迅速に課題対応していける人材が不足している。

	IV4 (2)	受動喫煙による健康被害を防止するとともに、喫煙を始めることの多い時期にあたる学生の喫煙の習慣化を防ぐため、平成17年度から、敷地内全面禁煙とする。	各キャンパスの実情を考慮し取り組むこととなった。(キャンパス内全面禁煙3キャンパス、建物内全面禁煙3キャンパス)
	IV4 (5)	学生及び教職員のメンタルヘルスマネジメントやアカデミックヘルスマネジメントに関する意識を高め、その防止に努めるとともに、相談員等の解決機能の充実を図る。	ガイドラインをH17年3月に策定したが、学生への周知が不十分であった。なお、学部には人権啓発委員会設置の義務付けを行うとともに、相談員研修会を開催する。職員については、人権に係る諸問題が皆無とは言えず、職場研修を通じて更なる周知を図ることとしている。
◎	IV5 (3)	教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対してその多様性に配慮した評価方法を整備するとともに、大学全体としての人事評価システムのあり方を検討する。	人事評価制度の導入についてはIV1 (12)に同じ。
	IV5 (4)	評価結果を踏まえた柔軟な処遇を可能とするため、ガバナンス制度や教育・研究・社会貢献等いずれかを重点的に取り組む教員配置制度等の導入を検討する。	人事評価制度の導入についてはIV1 (12)に同じ。ガバナンス制度等については、教員定数上の制約等もあるが引き続き検討する。
◎	IV5 (6)	新しい学問分野やセンター等の設置に対応し、中長期的な観点に立った適切な人員管理を行うため、教員の一定数を大学全体で運用する制度を検討する。	平成16年度に現行の教育・研究体制がスタートしたばかりであり、新たに設置する組織等への対応を優先した。
	IV5 (7)	優れた若手研究者等の登用を容易にし、教員の流動性を高めることのできる人事制度の導入を検討する。	助教、助手については、統合時より任期制を導入しているが、任期制の拡大には教員の同意をはじめ、各部局の実情を勘案する必要があるため、順次、検討を行うこととしている。(少しずつではあるが拡大している。)
	IV6 (3)	大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する組織及び広報活動を専門的に行う組織の構築を検討する。	行財政改革を進める中で、新たな組織を構築することは困難であった。
◎	IV7 (2)	情報化の推進、定型業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に務める。	効率的な事務の推進には努めているが、行財政改革を踏まえ、施設維持や運営にかかる事務執行の見直しなどにより、さらなる簡素化、効率化を図っていく。
	IV7 (3)	遠隔会議システムを導入・活用し、全学的会議の簡素化を図るほか、大学や部局等の組織運営体制の合理化に努める。	遠隔会議システムは操作性や安定稼働性に課題があり、活用できていない。
	IV7 (4)	電子決裁化、財務会計システムの電子決裁化を推進し、ペーパーレス化を図るとともに、会議資料等については、両面複写化を徹底し、コピー用紙発注量については平成18年度には15年度比30%(3年間)の削減を図る。	電子決裁化は、操作が複雑なこと等により浸透していない。コピー用紙については両面複写化を進めているが、新研究科等の組織拡充のため、削減効果が見えにくくなっている。
	IV7 (6)	事務部長会議その他の学内会議に、積極的に遠隔会議システムを活用し、経費、時間の削減に努める。	遠隔会議システムは操作性や安定稼働性に課題があり、活用できていない。
	V2 (1)	学生の意向を尊重しながら、学生自治会の全学的体制づくりへの支援を行う。	学生自治会の全学的体制は確立しているが、キャンパスが分散しているため、機能が十分発揮されていない。

V2(3)	複数学部の学生による共同研究発表会や合同卒研発表会等を開催する。	キャンパス毎には実施しているが、キャンパスが分散しているため、全学的な実施については、困難な状況にある。
V2(4)	3 県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。	II7(II)と同じ
V4(1)	学生の課外活動、就職活動その他大学運営に関して支援を行う後援会及び同窓会について、それぞれの伝統と慣行を尊重しながら、その連携・協力体制の構築を支援し、全学的な合同組織の設立を促進する。	後援会については、事務担当者等による協議を定期的実施するとともに、後援会間の情報交換を行う連絡会を設置済みである。同窓会については、開学後、合同の交流会を開催したが、合同組織の設立については、学部学生の兵庫県立大学一期生卒業時(H19)までに調整することとした。
V4(2)	後援会及び同窓会に対して、大学における教育研究の活動状況を定期的に情報提供するとともに、大学幹部と後援会・同窓会会員との親睦と交流の促進を図る。	後援会については、県立3大学の後援会役員等との意見交換会を毎年実施しているが、同窓会については、調整が整わず開学記念行事や入学式等の機会における情報提供にとどまっている。なお、合同組織については上記V4(1)と同じ。
VI1(2)	各学部等の歴史や伝統を踏まえ、県民にわかりやすく親しみやすいキャンパス愛称を検討するなど、その個性や特徴の明確化に努める。	検討に時間を要するため、第2期中期計画の課題にした。

上記の十分実施できていない理由に、予算面から制約を受けたとしている項目が5項目(I2(5)、II2(11)、II5(5)、II7(10)、IV3(1))あるが、これらについては必ずしも予算の制約がすべてでなく、予算の遣り繰りも勘案の上、具体的な検討と取り組みを行うべきものではないかと思われる。

また、IV6(3)の大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する組織及び広報活動を専門的に行う組織の構築を検討するという計画は行財政改革を進める中で新たな組織を構築することは困難であったと回答されているが、これらの業務は既存組織においても対応できるものであり、新たな組織を構築できなかったため評価がIIというものではない。これら業務を行う組織をどうするか具体的に検討できていないため評価がIIというものであると考えられる。

④計画を順調に実施していると評価された項目

第1期中期計画の自己点検・評価結果において、計画を順調に実施していると評価された項目は141項目ある。

これら項目が具体的にどう実施されているのか、質問、資料閲覧により検討した。この県立大学事務局の回答を参考まで一部下記に記載する。

計画番号	内 容
I 2 (7)	外部の研究者との密接な連携を保つことにより、効果的な共同研究を推進するため、連携大学院、客員研究員等の拡充を図る。
質 問	具体的な実績を説明して下さい。
回 答	工学研究科においては、ATR 波動工学研究所、日新電機㈱技術開発研究所、(独)情報通信研究機構関西先端研究センター ICT グループ、住友金属工業㈱総合技術研究所、川マ化成㈱筑波研究所、三菱重工㈱技術本部先進技術研究センター、ガイセル化学工業㈱研究本部総合研究所ならびに大阪ガス㈱開発研究部を、それぞれ連携大学院としている。また、客員研究員は、他大学や公的研究機関等の研究員を平成 16 年度に 5 名（内訳：国内研究者 3 名、海外 2 名）、平成 17 年度に 5 名（国内 2 名、海外 3 名）、平成 18 年度調書作成時点について 2 名（国内 1 名、海外 1 名）を受け入れている。 物理学研究科では、(独)理化学研究所播磨研究所 (X 線超放射物理学研究室)、県立先端科学技術支援センター、日本原子力研究所関西研究所放射光科学研究センター（表面化学研究グループ）およびガイセル化学工業㈱総合研究所（ゼロス企画開発室）を、それぞれ連携大学院としている。また、客員研究員（すべて博士）として、他大学や公的研究機関から 11 名の研究員を、企業から 3 名の研究員を、海外から 10 名の研究員の合計 24 名を受け入れている。 生命理学研究科においては、(独)理化学研究所播磨研究所（研究技術開発室）、(独)情報通信研究機構関西先端研究センター（生体物性グループ）および、(独)理化学研究所播磨研究所（生体金属科学研究室）を、それぞれ連携大学院としている。また、客員研究員（すべて博士）として、他大学や公的研究機関から 11 名の研究員を、企業から 3 名の研究員を、海外から 10 名の研究員の合計 24 名を受け入れている。
II 2 (4)	学内部局間交流を積極的に促進し、関連部局の相互乗り入れ講義、共同研究成果に基づく集中講義（サマセナー）、MOT（技術経営）に関する教育プログラム等の開発・実施に取り組む。
質 問	開発・実施に取組まれた具体的内容を説明して下さい。
回 答	経済学部と経営学部では、所定条件の下でお互いに相互学部の科目を履修できるよう相互乗り入れ講義を実施している。 工学研究科では、物質・生命理学研究科が、学部については数学関係科目、生命科学および地球システム化学の講義、大学院については応用数学 1 および同 2 の講義を担当している。なお、学部の全学共通科目では、他専攻科目として他学部開講の「10 専門科目の受講が可能であり、工学部も 2 専門科目を他学部へ受講可能としている。 看護学部では、医療経済学（経済学部応用経済学科選択科目）、生命倫理（理学部課題別教養科目）等他学部授業を担当している。 また、応用情報科学研究科へ科目提供を行い、講義の相互乗り入れを実施している。

Ⅲ1(3)	科目等履修生、聴講生、研究生等の諸制度の活用により、県民等に対し大学の高度な専門教育の受講や研究の機会を提供する。また、長期履修制度を導入するほか、部局の特性に応じてフレックスタイム制や別カリキュラム制度を検討するなど、社会人に対する円滑な就学の機会の提供を図る																												
質問	どの程度社会人が就学しているか実績を教えてください。																												
回答	<p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科目等履修生</td> <td>37</td> <td>22</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>(うち社会人)</td> <td>(19)</td> <td>(10)</td> <td>(20)</td> </tr> <tr> <td>聴講生</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(うち社会人)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>39</td> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>(うち社会人)</td> <td>(1)</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※社会人の定義は「何らかの職業に就いている者ないしは就いていた者」とした。</p>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	科目等履修生	37	22	29	(うち社会人)	(19)	(10)	(20)	聴講生	1	0	1	(うち社会人)	(0)	(0)	(0)	研究生	39	30	25	(うち社会人)	(1)	(0)	(0)
	平成16年度	平成17年度	平成18年度																										
科目等履修生	37	22	29																										
(うち社会人)	(19)	(10)	(20)																										
聴講生	1	0	1																										
(うち社会人)	(0)	(0)	(0)																										
研究生	39	30	25																										
(うち社会人)	(1)	(0)	(0)																										
Ⅳ3(3)	各キャンパスの地理的な立地条件、さらには各キャンパスが持っている個性、特色及び伝統を生かした、「知の拠点」にふさわしいキャンパス内及び周辺の景観づくりに積極的に取り組む。																												
質問	具体的実績を説明してください。																												
回答	経済・経営学部は、国際都市である神戸の学園都市内にあり、学園都市の中心的存在となっており、工学部は、姫路書写山を背景に姫路の地場産業に貢献してきた歴史があり、理学部は、播磨科学公園都市内で大型放射光施設に隣接し、環境人間学部は姫路短期大学の歴史を受け継ぎ、住宅地でありながら大きな樹木と緑豊かな環境の中にあり、看護学部は、県立がんセンターに隣接し、医療現場に近くになっており、応用情報科学研究科は、働きながら通えるよう神戸駅に近く、社会人教育にも重点をおくなど、それぞれが歴史と伝統の上に、先端技術も備えつつ、適所に配置されている。																												

IV5 (5)	学外の人材を活用し、教育・研究の活性化を図るため、国内外研究機関、民間企業等から非常勤講師を採用するなど、人事交流の促進を図る。																						
質問	具体的実績を説明してください。																						
回答	<p>経済学部では、民間企業との人事交流に関しては、旧神戸商科大学の卒業生を毎年講師に招き、「産業政策論」の講義を依頼している。</p> <p>平成16年度には、兵庫県行政に経験豊富な井筒県民政策部長、江木産業労働部長を非常勤講師に招き、学生に対して現場の実態を踏まえた地方政府の役割や課題について講義してもらった(科目名「地方自治論」)。</p> <p>経営学部では、ベンチャー論やマーケティング論などの事業創造関連科目、原価計算論などの会計関連科目、情報システム論などの情報関連科目で、兵庫県幹部職員や兵庫県商工会連合会のスタッフ、一般企業の役員や技術職の方に非常勤講師として授業を担当してもらっている。また大学院経営学研究科でも、国税局や公認会計士事務所のスタッフなどに講義をお願いしている。</p> <p>理学部では、非常勤講師として他大学の教員による大学院の講義(物質理学研究科は、物質科学特論、生命理学研究科は生命科学特論)を毎年各4回を集中講義として実施し、学生の広い視野の形成に役立っている。適宜、学外からの訪問者による公開のセミナーを実施し、研究・教育の活性化も図っている。</p> <p>看護学部においては、教育の社会的ニーズから行政専門家や専門看護実践者を適宜招聘しており、今日的課題への対応を図っている。また、実践指導においても卒業生、修了生に参加してもらうことにより学生・卒業生双方の刺激を図っている。国内外の研究者については、国際セミナーなどへの招聘のみではなく近隣に訪問機会があったときには学生・教職員に向けての特別講義の依頼など、機会を活用した交流を行っている。</p> <p>21世紀COEプロジェクトを活用し、客員教員の活用もあり、人事交流の促進を図っている。米国をはじめ、海外からの非常勤講師、特別講師の招聘も行っている。</p> <p>また、厚生労働省、民間研究機関等から積極的に非常勤講師を登用している。</p>																						
IV6 (2)	事務の円滑化・効率化を図り、機動的な大学運営に資するため、事務組織に関する自己点検・評価を実施し、柔軟な組織編制及び人員配置を図る。																						
質問	事務組織に関する自己点検・評価の内容を教えてください。																						
回答	<p>毎年度、組織及び定数の点検を行い、必要な組織・定数の見直しを行っている。(17年度事務組織の見直し例)</p> <table border="0"> <tr> <td>①大学本部機能を高めるため増員</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 企画調整部社会貢献課</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td> 学務部学務企画調整課</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td> 同 学術総合情報・応用情報課</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>②会計専門職大学院設置準備等のため増員</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 神戸学園都市キャンパス事務部学務第1課</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>③業務量等を勘案し削減</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 総務部財務課</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td> 神戸学園都市キャンパス事務部学術情報課</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td> 姫路書写キャンパス事務部学生課</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td> 明石キャンパス事務部総務課</td> <td>△1</td> </tr> </table>	①大学本部機能を高めるため増員		企画調整部社会貢献課	+1	学務部学務企画調整課	+1	同 学術総合情報・応用情報課	+1	②会計専門職大学院設置準備等のため増員		神戸学園都市キャンパス事務部学務第1課	+1	③業務量等を勘案し削減		総務部財務課	△1	神戸学園都市キャンパス事務部学術情報課	△1	姫路書写キャンパス事務部学生課	△1	明石キャンパス事務部総務課	△1
①大学本部機能を高めるため増員																							
企画調整部社会貢献課	+1																						
学務部学務企画調整課	+1																						
同 学術総合情報・応用情報課	+1																						
②会計専門職大学院設置準備等のため増員																							
神戸学園都市キャンパス事務部学務第1課	+1																						
③業務量等を勘案し削減																							
総務部財務課	△1																						
神戸学園都市キャンパス事務部学術情報課	△1																						
姫路書写キャンパス事務部学生課	△1																						
明石キャンパス事務部総務課	△1																						

なお、評価項目Ⅲ1(3)の「社会人に対する円滑な就学の機会の提供を図る」という項目に対する回答をみると、全学で社会人が受講しているのは科目等履修生で10人～20人程度であり、研究生、聴講生には社会人がほとんどいない状態である。この程度で計画を順調に実施していると評価できるのか否か疑問である。

また、評価項目IV3(3)の「各キャンパスの地理的な立地条件、さらには各キャンパスが持っている個性・特色及び伝統を生かした「知の拠点」にふさわしいキャンパス内及び周辺の景観づくりに積極的に取り組む」という項目に対する回答は、もともとのキャンパスの立地環境を説明しているだけである。計画の目標自体が明確でないため、それに対する実績も不明であり、計画を順調に実施していると評価できるのか否か疑問である。

(2) 外部評価委員会評価報告書について

兵庫県立大学評価委員会（学識経験者等5名の委員で構成されている）は、「兵庫県立大学第1期中期計画業務実績に関する評価報告書」を平成19年3月に公表されている。これによると当委員会は県立大学による自己点検・評価結果の調査分析及びヒアリングの実施により客観的な立場から、中期計画の項目別評価（小項目及び大項目）及び全体評価を行っている。

- ・小項目は県立大学の自己点検・評価と同様にⅣ、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの4段階で達成度を評価している。
- ・大項目は6つの大項目ごとに小項目評価結果を基にしつつ小項目の重要性を考慮し、下記の5段階で評価するとともに記述により概括している。

区分	達成度	判断の考え方	基準
S	特筆すべき進捗状況	計画を上回って実施されている場合。	委員会が特に認める場合
A	計画どおり	計画どおり実施されている場合。	すべてⅢ・Ⅳ
B	おおむね計画どおり	おおむね計画どおり実施されている場合。	Ⅲ・Ⅳが8割以上
C	やや遅れている	やや遅れている場合。	Ⅲ・Ⅳが8割未満
D	重大な改善事項あり	特に重大な改善事項がある場合。	委員会が特に認める場合

- ・全体評価は項目別評価（小項目及び大項目）の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献など業務全体にわたる横断的な観点から、県立大学の業務の実績について記述により評価している。

①全体評価及び大項目の評価結果

6つの大項目のうち、「Ⅰ 先導的・独創的な研究の推進」及び「Ⅲ 地域社会や国際社会の発展への貢献」の2つの項目についてはA評価（「計画どおり」）、「Ⅱ 創造力と活力を有する人材の育成」についてはB評価（「おおむね計画どおり」）、「Ⅳ 大学運営における自主性・自律性の確立」、「Ⅴ 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」及び「Ⅵ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実」の3つの項目についてはC評価（「やや遅れている」）と判断し、総合的に考慮して、全体評価は「全体としておおむね計画どおり実施している」と結論付けている。

大項目の評価は大項目に属する小項目の評価結果を受けて、Ⅲ、Ⅳの数の割合から判断したものである。

②小項目の評価結果

小項目の評価結果は、314頁に記載のとおりおおむね自己点検・評価結果と同じであるが、自己点検・評価結果より若干良い評価結果を出している。

外部評価委員会報告書において小項目評価がⅡ（計画を十分に実施できていない）の項目で主なものは次のとおりである。

（Ⅰ-2-（8））研究者データベースの構築

職歴・専門分野・論文等を搭載した研究者データベースは、教員評価の基礎となる情報であり、また情報公開、産学連携の面からも重要であるが、18年度の登録率は87%（17年度：75%）にとどまっており、未登録教員がいることから、計画を十分に実施できていないと評価した。

研究者データベースについては、自己申告をベースとしつつも、申告のルールを作り、登録率が100%となることを強く期待する。

（Ⅰ-4-（Ⅰ））科学研究費補助金申請率の目標（85%）達成

申請率は順調に伸びているものの、18年度における申請率は全体として77.4%であり、12部局中6部局が目標の85%を達成していないため、計画を十分に実施できていないと評価した。

科学研究費補助金申請率については、今後、全学部が目標の85%達成に向けて努力することを期待する。

（Ⅱ-6-（6））入試ミスの防止

18年度及び19年度入試においてもミスが発生しており、十分に実施できていないと評価した。

入試ミスについては、発生原因の分析及び再発の防止に努めることを期待する。特に、事前チェックのマニュアルだけでなく、直後に回答分布を見るなどの事後チェックのマニュアルも大事である。

（Ⅱ-7-（10））全学的な就職支援体制の構築

学部の特徴によって就職の状況が異なることから、各キャンパスにおいて、就職説明会等を実施しているほか、就職関連雑誌等に県立大学を紹介する記事を掲載するなど、業界に対する教育理念等の発信にも努めている。

ただし、全学的な就職支援体制については、十分に実施できていないと評価した。

今後、「就職支援センター（仮称）」の設置、同窓会や卒業生との連携の強化により、更なる充実を図ることを期待する。

（Ⅱ-7-(15)）卒業生データベースの整備

卒業生と大学との継続的な交流・連携のための卒業生データベースの整備については、検討が不十分であり、十分に実施できていないと評価した。

卒業生データベースについては、卒業生の率直な意見を大学の教育・研究活動へ反映させるとともに、大学への協力と支援を得るという観点から必要であり、ネットワークの活用方法、整備手法を含め検討することを期待する。

（Ⅲ-1-(4)）遠隔授業システムを活用した生涯学習の推進

生涯学習における遠隔授業システムの活用については、課題が多くハードルが高いものではあるが、具体的な検討が進んでいないことから、十分に実施できていないと評価した。

生涯学習について、県民の生涯学習に対するニーズは多様化しているので、そのニーズを的確に把握し、県民にとって有益な生涯学習を推進することを期待する。

（Ⅲ-3-(7)）日本人学生の海外留学の推進

受入れ留学生に比べて日本人の海外留学件数が著しく少ないことから、十分に実施できていないと評価した。

国際交流について、留学生・留学経験者を中核とした学生ネットワークを形成するとともに、積極的に日本人の海外留学を推進することを期待する。

（Ⅳ-1-(12)）業務全体にわたる評価結果に基づく人員・予算配分の検討

評価結果に基づく人員・予算配分の仕組みは、調査段階であり、具体的な成果を得ていないことから、計画を十分に実施できていないと評価した。

（Ⅳ-5-(3)）教員の人事評価システムの検討

人事評価システムの先行事例を調査・情報収集し、これらをもとにシステムのあり方を検討しているが、今のところ大学全体としての人事評価システムは確立しておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

教員評価にあたっては、メリット・デメリットもあるが、教育・研究・社会貢献・学内業務等をバランスよく評価するシステムが望ましく、FDによる自律的な自己申告制度など早急なシステム構築を期待する。

(IV-5-(4)) サバティカル制度等の検討

サバティカル制度や特定業務を重点的に取り組む教員配置制度については、調査段階であり、具体的な検討には至っていないため、計画を十分に実施できていないと評価した。

(V-2-(1)) 学生自治会の全学的体制づくりへの支援

学生部長や各地区学生副部長が中心となり、各学生自治会等との調整を進めながら、体制づくりへの支援を行っているが、今のところ全学学生自治会はできておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

学生の一体感の醸成に資するためにも、東西両地区の学生自治会の統合等全学的体制づくりへの更なる支援を期待する。

(V-4-(1)) 後援会・同窓会の全学的な合同体制づくりへの支援

後援会については、事務担当者等による協議を定期的を実施するとともに、合同組織設立に向けた検討・調整を行っているが、同窓会については、開学後、合同の交流会を開催したが、今のところ合同組織の設立については具体化に至っておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

後援会、同窓会の全学的組織については、各学部の特色や違いを踏まえつつ、引き続き検討することを期待する。

(VI-(2)) 各キャンパスの個性・特徴の明確化

新大学の学章を商標登録し、生協による大学グッズでのノベルティ化や、新たに学歌制定を図るなど、新県立大学のブランド化に努めているが、キャンパスごとの個性や特徴の明確化については今後取り組む必要があり、計画を十分に実施できていないと評価した。

県立大学としてのアイデンティティを明確にし、戦略的に大学のイメージを発信することが望ましい。

③その他重要な指摘事項

外部評価委員会が評価にあたっての意見、指摘等として取り上げた事項のうち、上記以外の事項で包括外部監査人が重要と認めた事項は次の事項である。

1. 学生による授業評価アンケートについて、今後は、アンケート結果を受けて、FDをベースに授業内容の着実な改善とそのフォローアップを十分に行うことを期待する。また、カリキュラムの改善への反映はもちろんのこと、学生自身の教科やゼミの選択の機会としての活用も期待する。

- ロ. 姫路書写キャンパスは老朽化が際立っており、理工系の他大学の状況も考えると一定の施設水準の確保が必要である。
- ハ. 県立大学が実績を有するのは社会貢献の分野であり、公立大学としての使命を発揮するために、生涯学習・産学連携・国際交流の分野を更に伸ばしていくことが望ましい。
- ニ. 知的財産については、機関帰属も大事であるが、特許収入の発明者への還元を充実させて教員のインセンティブを高めることも重要である。
- ホ. 大学においては教職協働が重要であり、職員の意識改革及び専門性の向上のため、県と協力してSD (Staff Development) にも力を入れることが望まれる。今後は、現行の取組みに加え、大学事務経験のある職員の配置、研修の実施、会議への積極的な参画などにより職員のスキルアップを図り、教員と職員の一層の連携・協働に期待する。
- ヘ. 新規採用の助手への任期制導入は評価するが、他の教員についても任期制のあり方を検討することが望ましい。
- ト. 企画立案、広報を一層戦略的に実施するため、必要な体制について検討することを期待する。
- チ. 法人化については、国立大学法人や公立大学法人の成果や課題を検証するとともに、県立大学の運営実態も踏まえながら、その適否を検討することを期待する。

C. 中期計画とその自己評価に対する意見

第1期中期計画及びその自己点検・評価結果の内容を検討した結果、包括外部監査人の意見は次のとおりである。

①全般的評価

中期計画は網羅的に取り上げられている点は評価できるが、一方で特色が明確でないという難点がある。中期計画が事後の自己評価の事を十分配慮せずに作成された面があり、自己評価の評価調書の作成レベルにバラツキがあるなど問題もあるが、異質の3大学統合直後の3ヵ年中期計画であることを考慮すれば、全体としては、計画及び計画達成度は共に及第点を与えることができる。

ただ、個別的には、次の問題点が指摘される。

②中期計画上項目の重要度が明示されていない。

計画項目には重要性の度合にかなり差があると考えられるが、その辺りが中期計画上明記されていない。そのため、中期計画の重要ポイントが解りづらいものになっている。

また、自己点検・評価結果においても全て同じレベルとして配点し、採点されているため、計画の達成程度の評価においても、メリハリの乏しいものになっている。計画の達成度を評価する過程においても、当然に重要度を考慮されているはずであるので、重要なものを意識した説明が望まれるところである。

なお、自己点検・評価結果Ⅱの評価（十分に実施できていない）を受けた小項目のうち、包括外部監査人が重要と判断した項目（例えばIV5(3)人事評価システムのあり方の検討とかI1(6)研究成果の評価システムの構築など）は、318頁～321頁に◎を付して明示している。

③中期計画上計画項目の担当部局が解りにくいケースがある。

中期計画は県立大学の目指す大学像を実現するための具体的な計画と円滑かつ効果的な大学運営のあり方を定めたものであるが、3つの分野の異なる大学が統合されたため、小項目で掲げられた計画項目がどの部局（学部、研究科、本部の各部局）に関係する項目であるか明確でない。このため、大学の組織に十分知識を持っていない県民にとって解りづらい部分がある。例えば、次の計画は全学部の課題であるのか、特定学部、研究科又は部局の課題であるのか判断しがたい。各小項目につき関係部局が判断できるように作成すべきであったと思われる。なお、この点は第2期中期計画においては「各部局ビジョン」という項を設け、各部局の重点目標が説明されているので、比較的解りやすくなっている。

I 2 (5)	国際的な研究体制の整備・充実のため、研究者の継続的な宿泊確保策について、検討を進める。
II 2 (10)	多様な専門教育課程を持つ総合大学としてのメリットを生かし、デュアルディグリー制度等、複数の学位を与えることのできる制度の導入を検討する。
II 6 (4)	AO入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィス設けるなど推進体制の強化を図る。
IV 7 (2)	情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。

④中期計画上計画達成度の測定基準（参考指標）が不明である。

中期計画の計画項目につき、その達成度を測定する基準が明示されていないことから、各部署の作成した中期計画の自己点検・評価調書には計画達成度を測定する指標（参考指標）を記載することになっているが、これが記載されておらず、評価の妥当性が認識できないケースが多数みられたほか、測定指標として妥当性に疑問が生ずるケース（例えば経済学部で計画番号 I 1 (6) 研究成果の評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討するというテーマに対し、参考指標を中期計画中「I 先導的・独創的な研究の推進」に関しては総括的な自己点検・評価した事項の数としている）或いは、学部により同じテーマで参考指標の異なるケースがみられるなど、評価に客観性が欠けているとみられるケースが多くあった。

なお、第2期中期計画では、かなりの計画項目に自己評価指標を付記されている。

⑤中期計画上数値目標や達成時期がほとんど明示されていない。

中期計画において、数値目標が掲げられているのは、例えば計画項目番号 I 4 (1) の科学研究費補助金の申請率と全教員に占める申請件数の割合を3年後には85%を目指すとか、II 6 (3) のAO入試を平成17年度から看護学部でまた平成18年度入試から全学部で実施するなど数件にすぎない。具体的な数値目標や達成時期を明記すべきであったと思料する。

⑥自己点検・評価結果上評価項目と関係部署に適合性を欠くケースがある。

小項目一つにつき、経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部の7部署が各々自己点検・評価した31項目につき、その評価のパラツキ具合を調査したところ、15項目については7部署の間で「ⅢとⅡ」、「ⅢとⅣ」又は「全てⅢ」の評価でバラツキが少ないものであった。16項目については7部署の間で「Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」、「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ」又は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の評価とバラツキの多いものであった。この「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」と評価のパラツキの多い項目は次の4項目である。

計画番号	計画内容	大 学 自己評価	各 部 局 自 己 評 価			
			Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
I 4 (2)	COEや課題対応型研究など複数の研究者による研究拠点形成を目指す研究において、研究者が主体的に共同研究体制を構築できるよう研究者のコーディネート能力の向上を促進する。	Ⅲ	物 生	経 工 看	営	環
Ⅱ 2 (11)	研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。	Ⅱ	物 生	経 営	看 環	工
Ⅲ 1 (6)	各社がその特性に応じて、関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進する。	Ⅲ	生	経 営 工 物	看	環
Ⅲ 1 (10)	科学技術その他の専門分野に関心のある県民等との語り合いや健康診断への対応など、県民等との多様な交流機会の創出を図る。	Ⅲ	物 生	経 営 看		工 環

経：経済学部 営：経営学部 工：工学研究科 物：物質理学研究科
生：生命理学研究科 環：環境人間学部 看：看護学部

I 4 (2) の項目で、Ⅳ評価は物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は環境人間学部、Ⅱの評価は経営学部である。この項目は、「複数の研究者による研究拠点形成を目指す研究において」と前提を置いているため、このような研究に関係のない部局では評価が出来ないのが実情でないと思われる。

Ⅱ 2 (11) の項目でⅣ評価は、物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は工学研究科、Ⅱの評価は環境人間学部と看護学部である。研究科により対応に大きな差があるものと認められる。また、「大学院博士後期課程在籍学生に対して」と前提が置かれているため、博士後期課程の在籍学生の少ない部局は「リサーチアシスタント制度」の拡充は困難であり、低い評価にならざるを得ない。このようなバラツキのある項目を平均化して評価するのも妥当性に疑問が残る。

Ⅲ 1 (6) の項目で、Ⅳ評価は生命理学研究科であり、Ⅰ評価は環境人間学部、Ⅱ評価は看護学部である。社会貢献として、地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進するというものであるが、学部の性格上環境人間学部では難しい面がある。

Ⅲ 1 (10) の項目で、Ⅳ評価は物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は工学研究科と環境人間学部である。この項目も社会貢献として県民等との多様な交流機会の創出を図るというものであるが、学部の性格上難しい学部と学科がある。

同じ項目でも学部、学科により取組みにつき難易度があったり、関係の度合に違いがあり、同レベルで評価するのは妥当でないケースがある。このような事は、計画段階で解っている

事柄であるので、学部、研究科を特定するとか、評価の段階で配慮することが必要でなかったかと思われる。

なお、上記31項目に対する生命理学研究科と環境人間学部との自己点検評価結果は次のように大きく分れている。これは単純に自己評価についての評価基準の違いとか計画達成度の違いで片付けられるものではなく、評価項目が学部、研究科にマッチングしていたかどうかという観点からも考えることが必要であるが、この面の配慮が評価結果には示されていない。

	IV	III	II	I
生命理学研究科	15	12	2	2
環境人間学部	0	10	17	4

⑦中期計画上計画項目が重複しているケースがある。

中期計画の小項目につき、次のように実質同じ内容の項目が掲げられている。

計画番号	計画内容	計画番号	計画内容
II 2 (1)	キャンパス持ち回りで研究発表会を開催するなど、研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、部局横断的な共同研究を促進する。	V1 (3)	学内において、研究発表会の開催等により研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、学際的研究グループの形成による共同研究等を推進する。
		V3 (2)	共同研究発表会、学際的シナジウム等部局横断的に取り組む事務を充実し、共同研究を促進する環境を整備する。
II 1 (8)	全学共通教育の質の向上を図るため、「総合教育センター」を充実するとともに、同センターが中核となり詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化する。 また、東西地区それぞれの事情や学生の特性等を考慮しながら、共通教育の効果を評価し、必要な改善を図る。	V1 (2)	全学共通教育の質の維持・向上を図るため、詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化し、3県立大学の教養教育力の全学的展開と充実を図る。
II 4 (1)	教養科目の選択肢や他専攻科目等の履修可能範囲の拡大など総合大学の学生としてのメリットを生かすため、キャンパス間で行う「遠隔授業」について、その通信帯域の拡大等システムの安定を確保しつつ、実施方法の点検と改善を図るとともに、対象科目を充実する。	V1 (1)	分散するキャンパスの学生が総合大学のメリット(履修科目選択肢の多様化)を享受できるよう、兵庫県の情報通信基盤を活用した「遠隔授業システム」を導入し、その通信帯域の拡大等システムの安定と改善を図りつつ、提供科目の充実を進める。
II 5 (4)	各学術情報館を全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。	V1 (4)	各学術情報館の相互利用を可能とするなど、全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。

Ⅱ7(11)	これまで蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。	V2(4)	3県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。
Ⅱ7(14)	学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。	V2(2)	学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、学歌や応援歌の作成、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。
I2(8)	学内外に研究者の業績を公開し、該当領域の研究業績を検索できるシステム(研究者データベース)を構築する。	Ⅲ2(6)	大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を促進する。
Ⅳ7(3)	遠隔会議システムを導入・活用し、全学的会議の簡素化を図るほか、大学や部局等の組織運営体制の合理化に努める。	Ⅳ7(6)	事務部長会議その他の学内会議に、積極的に遠隔会議システムを活用し、経費、時間の削減に努める。
Ⅳ1(2)	学外有識者を構成員に含む「運営協議会」など学内審議機関の適切な運営により、社会の意見を大学運営に反映するとともに、戦略的かつ円滑な意思形成を図る。 なお、質の高い意思形成を図るため、各部局等において、学内教職員の意見聴取と情報提供を行う。	Ⅳ2(3)	大学経営に関する審議機関「運営協議会」の委員として、我が国の大学・産業界その他各界を代表する学外有識者の参画を得て、より魅力的な大学づくりに向け、戦略的な大学運営とその透明性の向上を図る。

上記には、大項目「V 3 大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」に掲げられている小項目が7項目含まれている。これは3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消というテーマで取りまとめたことから、他の大項目に含まれる項目のうち、Vの大項目にも関係する小項目を再掲したことによるものとのことであった。しかしながら、Vの大項目に関係しない小項目が3項目含まれている。実質的に同じ項目を重複して掲げ、Ⅲ評価(順調に実施している)項目141項目として、自己点検・評価する方法は妥当性に若干の疑問が生ずる。

なお、上記19項目のうち、Ⅲの評価15項目、Ⅱの評価(十分に実施できていない)4項目である。

⑧自己評価に疑念のある項目

下記の小項目の計画に対する達成度はいずれもⅢ(順調に実施している)と自己評価している。

計画番号	計画内容
IV3(2)	太陽光発電や植樹、省エネ等地球温暖化対策を視野に入れたキャンパスの整備を図る。
IV3(3)	各キャンパスの地理的な立地条件、さらには各キャンパスが持っている個性、特色及び伝統を生かした、「知の拠点」にふさわしいキャンパス内及び周辺の景観づくりに積極的に取り組む。
IV4(1)	環境保全に積極的に取り組み、安全な環境の維持並びにキャンパスの美化を維持する。

しかしながら、この3項目の推進状況の参考指標として用いられているのは「キャンパス内の植樹、移植を平成16年度、17年度、18年度各年度共5,250千円使って実施したこと」を上げているにすぎない。IV3(2)の太陽光発電設備は設置出来ていないほか、IV4(1)の安全な環境の維持については具体的な推進事業は掲げられていない。IV3(2)、IV4(1)については植樹のみでⅢと評価するのは妥当性に疑問が生ずる。具体的事業実績がない状態ではⅡと評価すべきであろう。

上記のほか、325頁～326頁に「計画を順調に実施していると評価された項目」に対する意見を記載している。

16. 第2期中期計画とこれに対する意見

(I) 第2期中期計画の内容

平成19年8月に第1期中期計画の評価結果を反映し、大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、各部局の提案、各部局のビジョンを追加して、「21世紀にふさわしい県立大学」構築の基礎を確立するための具体的な計画として第2期中期計画を策定されている。

この第2期中期計画の目次は次のとおりである。

目次	小項目の数
はじめに	
I 基本目標	
II 教育の一層の充実・強化	
1 教育体制・教育課程の充実強化	11
2 学生の受入	5
3 全学共通教育の充実	10
4 社会ニーズに対応した専門教育の展開	16
5 学生の支援	18
6 学術情報環境の充実	4
7 積極的な大学教育改革の推進	11
8 教育の成果	2
9 中高大連携教育の実施	2
III 研究のさらなる発展・高度化	
1 研究体制の充実強化	7
2 新たな研究拠点の整備・充実	4
3 研究の高度化・重点化	6
4 共同研究の推進と外部研究資金の確保	6
5 研究支援	4
6 研究成果の公表と社会への還元	2
IV 社会貢献の積極的な展開	
1 地域社会との交流・連携	8
2 生涯学習の支援	5
3 地域産業との交流・連携	9
4 国際交流の推進	14
V 自主的・自律的な管理運営体制の確立	
1 戦略的・機動的な大学運営の推進	16
2 教育研究環境の整備	9
3 柔軟で多様な教員人事制度の構築	9
4 事務組織の機能強化と業務の効率化	6
5 点検・評価と情報公開	7
小計	191
VI 各部局ビジョン	
1 経済学部	3
2 経営学部	4
3 工学研究科	7
4 物質理学研究科	4
5 生命理学研究科	4
6 環境人間学部	2
7 看護学部	5

8 応用情報科学研究科	4
9 会計研究科	5
10 経済経営研究所	4
11 高度産業科学技術研究所	3
12 自然・環境科学研究所	3
13 地域ケア開発研究所	6
14 学生部	5
15 総合教育センター	5
16 学習総合情報センター	3
17 生涯学習交流センター	2
18 産学連携センター	5
19 国際交流センター	6
	小計 80
	合計 271

第2期中期計画の大項目は、Ⅰ基本目標を除くと5項目である。この5項目と第1期中期計画の大項目6項目と比較すると、第1期中期計画の大項目「Ⅴ 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」は削除されている。第1期中期計画の大項目「Ⅵ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実」も削除されているものの、その実質的内容は第2期中期計画では「Ⅴ 自主的自律的な管理運営体制の確立」の中に包摂されている。

第1期中期計画の大項目のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは若干表現は変更されているものの実質的内容は第2期中期計画の大項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに引続がれている。一方、第2期中期計画では、第1期中期計画に設けられていなかった大項目「各部局ビジョン」が設けられている。

第2期中期計画の大項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに含まれている中項目は24項目、小項目は191項目であり、第1期中期計画の中項目27項目、小項目193項目とほぼ見合っている。第2期中期計画の「Ⅵ 各部局ビジョン」には19部局の将来構想と重点目標が掲げられており、この重要目標の項目は80項目である。

以下、目次に従い、主要な内容を要約する。

Ⅰ 基本目標

第1期中期計画と同じであり、次の「目指す大学像」が追加されている。

- 教育の成果を誇り得る人間性豊かな大学
- 先導的・独創的な研究を行う個性豊かな大学
- 世界に開かれ、地域とともに発展する夢豊かな大学

Ⅱ 教育の一層の充実・強化

1 教育体制・教育課程の充実強化

- ・「総合教育センター」を中核とした各学部間、担当教員間の連携強化による全学共通教育の充実

- ・教育内容、教員当たり担当科目数・学生数等にも配慮した適正な教員配置
- ・教育研究に係る責任体制が明確になるよう、教員組織の見直し
- ・教育補助者（TA）の資質向上を含めたその充実と適切な活用
- ・「情報通信技術を活用した教育支援システム」の整備
- ・「くさび型（学年に応じて専門科目と教養科目をバランスよく履修する）」の教育を目指したカリキュラム編成と教養教育の充実
- ・キャンパス間で行う「遠隔授業」について、運用実績、教育方法等の評価を行い、平成19年度中に遠隔授業システムの再構築について検討。
- ・学生の海外留学、国際的な学生会議等への参加
- ・シラバスや進級・卒業要件に基づく、単位認定等の厳正化

2 学生の受入

- ・アドミッションポリシーや大学説明会などの積極的な入試広報の充実
- ・一般選抜・推薦入学、AO入試等の入学者選抜制度の検証と充実・改善
- ・入試ミス未然防止、早期検出、早期対応

3 全学共通教育の充実

- ・日本語による論理的な文章作成、発表、討議能力を高めるために新たな科目の設置
- ・英語による授業や海外英語訓練プログラムの検討
- ・「共通教養科目」「課題別教養科目」及び「他専攻科目」の充実
- ・倫理観や人間性も重視した全人格的教育（リベラルアーツ教育）の充実

4 社会ニーズに対応した専門教育の展開

- ・各学部・研究科において、社会的ニーズを踏まえ、より質の高い専門教育プログラムの構築
- ・各学部・研究科の特性に応じて地域の自治体や産業界と連携し、地域連携教育やインターンシップ等の実践・体験型教育の積極的な活用
- ・地域の自治体・産業界との連携による実践的な教育プログラムの充実
- ・会計研究科（専門職大学院）の充実と「経営専門職大学院（MBA）（仮称）」「景観園芸専門職大学院（仮称）」設置可能性の検討
- ・環境人間学部における「管理栄養士養成課程」の設置
- ・看護学部・看護学研究科・地域ケア開発研究所の連携のもと、「兵庫県立大学附属助産所（仮称）」設立の検討
- ・成績評価等の正確さを担保する仕組みの構築

5 学生の支援

- ・学生副部長及び学部学生部長等によるきめ細かく、責任ある学生生活支援の推進
- ・学生の心身の健康相談を充実するため、専門家によるカウンセリング体制の確保

- ・奨学金情報の組織的な収集、インターネット活用等新たな奨学金制度の開拓
- ・授業料免除制度等を活用した成績優秀学生のインセンティブを高める方策の検討
- ・学生のキャリア形成及び就職支援等に、組織的に対応する「キャリアサポートセンター（仮称）」の設置検討
- ・クラブ活動や統一大学祭への協力、スクールバスの運行など交流環境の整備

6 学術情報環境の充実

- ・計画的な教育研究資料の整備・保存・活用・自習環境の充実、情報処理教育の推進のほか、最新情報処理システムへの更新と合わせてネットワーク基盤の重点的な再整備
- ・研究活動の利便性の向上と電子ジャーナル等電子コンテンツの充実
- ・学術情報の利用に関するガイダンスの充実と学術情報館の利用時間の延長など利用者の利便性向上

7 積極的な大学教育改革の推進

- ・学生や学外関係者の意見等も反映した教育の状況に関する定期的な自己点検・評価の実施
- ・教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づき、授業内容、教材及び教授技術等の継続的改善
- ・授業改善懇談会、教員相互の授業参観制度、教員研修会等、全学的なFD（Faculty Development）の推進
- ・教育の目的達成のため、その研究活動や研究業績等の明確化
- ・副専攻選択制度、デュアルディグリー制度等の導入検討

8 教育の成果

- ・単位取得状況や卒業（修了）後の進路の状況等、教育の成果についての検証・評価
- ・外部の教育課程認定制度を活用した教育成果の検証

9 中高大連携教育の実施

- ・中高一貫教育の展開と大学との連携・協力関係の強化

III 研究のさらなる発展・高度化

1 研究体制の充実強化

- ・SPring-8、次世代スーパーコンピューター、WHO神戸センター、カーネギーメロン大学日本校など県内の研究機関等との連携
- ・多様な研究資源を効果的に活用しつつ、研究成果の共有を強化し、幅広い共同研究を推進
- ・インキュベーションセンターの活用等により、新規起業につながるような共同研究の推進

- ・ 研究に関する外部評価や自己点検・評価等による研究活動の検証、質の向上・改善
 - ・ 研究推進に関する施策の企画・立案等を行う全学的な組織・体制の整備
- 2 新たな研究拠点の整備・充実
- ・ 「ピコバイオロジー研究センター（仮称）」の開設と段階的な充実強化
 - ・ 医産学官連携の共同研究を推進する「社会応用情報科学センター（仮称）」の設立検討
 - ・ 自然・環境科学研究所の新部門「森林・動物系」によるワイルドライフマネジメント（野生動物の保全管理）の推進
- 3 研究の高度化・重点化
- ・ グローバルCOEの採択等、国際的に卓越した教育研究拠点となり得る取組の推進
 - ・ 専門領域の連携による学際的研究の推進
 - ・ 兵庫県の地域特性を踏まえ、県民のニーズや地域課題に対処する研究の積極的推進
 - ・ 中期研究計画書の提出を制度化、研究成果の目標設定と評価システムの構築、評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度の検討
- 4 共同研究の推進と外部研究資金の確保
- ・ 学外研究機関との共同研究や客員研究員制度の活用
 - ・ 産学交流会への参加や合同発表会の運営等、積極的に産学連携機会の開拓
 - ・ 科学研究費補助金申請については、平成21年度には85%の申請率（全教員に占める申請件数の割合）を目指す
- 5 研究支援
- ・ 「産学連携センター」が中心となった各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等の収集
 - ・ 「産学連携センター」にコーディネーターによる先導的大型研究プロジェクト申請のアドバイス
- 6 研究成果の公表と社会への還元
- ・ 研究成果のセミナー、シンポジウム等を通じて社会への還元
 - ・ 研究業績を公開する「研究者データベース」の研究者登録率を100%とする。
- IV 社会貢献の積極的な展開
- 1 地域社会との交流・連携
- ・ 県内における調査研究受託等によるシンクタンク機能の強化や地域課題の解決支援
 - ・ 地域との交流・連携の全学的な促進、連携活動の企画・立案、調整等を行う全学組織の検討
 - ・ 各キャンパスの特性に応じ、関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流推進

2 生涯学習の支援

- ・総合大学としてのメリットを生かした各学部等が連携した公開講座の検討
- ・社会人のリカレント教育や高度な教養教育等、多様な生涯学習ニーズに応える生涯学習機会の提供
- ・特色ある県立大学施設を活用したアカデミック・ツーリズムプログラム、県教委と連携した県立学校教員のキャリアアップ講座、文化人等の客員講師制度などの実施
- ・生涯学習事業の展開において、参加者確保の状況、県民等参加者からの満足度など事業成果の検証、改善

3 地域産業との交流・連携

- ・中小企業の創業・第二創業の支援、技術指導など、研究成果を地域・社会に還元し、地域振興に寄与
- ・大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化し、産学連携活動の促進
- ・インキュベーションセンターを活用した共同研究等の推進
- ・ニュースパルの整備充実、民間利用促進のための利用環境の充実

4 国際交流の推進

- ・兵庫県に集積する国際関係機関との連携を深め、国際貢献に寄与
- ・協定交流大学との私費留学生に係る単位互換、単位認定制度や推薦入学制度の検討
- ・兵庫県住宅供給公社との覚書に基づく受入留学生の宿舎確保
- ・国際的な人的ネットワークの形成を図り、長期的な国際交流・国際貢献に資するため、帰国外国人留学生や研究者に関するデータベースの構築を検討

V 自主的・自律的な管理運営体制の確立

1 戦略的・機動的な大学運営の推進

- ・学長特別補佐や調査分析・企画立案業務等を担当する臨時組織を活用した学長補佐体制の強化
- ・学外有識者を構成員に含む「運営協議会」に加え、新たに経済団体やマスコミ等との懇談会を開催し、社会の意見を大学運営に反映
- ・県立大学の自己点検・評価に併せ、国立大学法人・公立大学法人の運営状況を調査し、法人化の成果と課題等の検証とともに県立大学の運営に反映
- ・各部局等の個性・特長の明確化と大学全体のブランド力向上のための戦略の検討
- ・後援会及び同窓会との連携・協力体制の構築と全学的な合同組織の設立

2 教育研究環境の整備

- ・教育研究施設・設備の整備について中長期的な視点での検討、施設・設備の計画的な整備

- ・情報ネットワークの運用体制整備とネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実

- ・施設・設備の有効活用を図るため、施設等の運用方針又は利用手引き等の整備

3 柔軟で多様な教員人事制度の構築

- ・教員採用にあたっては、「公募」を原則とし、適格者を広く国内外から求める

- ・任期制の適切な運用と部局特性に応じた任期制適用教員の範囲拡大の検討

- ・教員の採用基準及び昇格基準の明確化

- ・学生による授業評価や教員の自己評価等を参考とした教員の定期的評価の実施

- ・教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対する、教員評価手法の開発と柔軟な処遇のあり方の検討

- ・教員の一定数を大学全体で運用する制度や教員の再配置のあり方等の検討

4 事務組織の機能強化と業務の効率化

- ・事務組織に関する自己点検・評価の実施と柔軟な組織編成及び人員配置

- ・情報化の推進、定型業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化等、効率的な事務執行

5 点検・評価と情報の公開

- ・平成21年度に認証評価機関による評価を受けることを前提とした点検・評価の体制の構築

- ・評価結果を学内における人員・予算配分へ反映させる仕組みの検討

- ・全学的な広報戦略の確立と全学的広報活動の強化

- ・各部長等は具体的な推進方策を策定するとともに、責任を持って、その推進状況の管理及び自己点検・評価を行う。

VI 各部局ビジョン

この大項目では、各部局ごとの「将来構想」と「重点目標」が記載されている。この大項目は第1期中期計画では設けられていなかった部分であり、第1期中期計画では計画項目がどの部局に関係するのか解りづらい部分が多かったが、この点は相当解りやすくなっている。

以下、各部局の「重点目標」を要約して記載する。

経済学部	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習・フィールドワークを加味した新たな教育プログラムの構築 ・大学での勉学意欲を向上させるインターンシップ（就業体験）の推進 ・多様な入試制度の点検と改善
経営学部	<ul style="list-style-type: none"> ・経営専門職大学院（通称 MBA）の開設 ・「夜間主コース」の経営専門職大学院への統合 ・経営専門職大学院を中心とした地域のビジネスリーダーの育成
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・日本技術者教育認定機構認定教育プログラムの導入等、21世紀の経済活動を支える人材の育成 ・先端工学研究に関する研究プロジェクト体制の推進による技術知の供給 ・5年毎の教授等教員の資格審査の実施 ・インキュベーションセンターの有効活用等による地域への貢献 ・学部入試制度の改革 ・高校生への広域活動の促進
物質理学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEプログラム申請等による物質理学研究のさらなる推進 ・6年制による学部・大学院一貫教育システムの構築 ・「若手インキュベーションセンター」の設置検討など研究交流のさらなる拡充 ・受験生への広報活動の拡充
生命理学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・化学反応としての生命現象を究極の精密さで解明する「ヒトゲノム」の確立と展開 ・「ヒトゲノム：原子レベルの生命科学」によるグローバルCOEプログラム申請 ・入学時からの大学院進学コース設置による大学院前期課程までの6年制の構築 ・大学院博士後期課程の充実
環境人間学部	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成課程の設置 ・環境栄養学科（仮称）等の新設など、学部における学科・コースのあり方についての検討
看護学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、卒業生、修了生との強い絆づくり ・県下医療保険福祉施設を有機的に支援する等、地域に貢献できる情報拠点の構築 ・グローバルCOEへの応募による災害看護学のさらなる充実 ・国際交流の推進 ・がん看護専門看護師の養成に参入
応用情報科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・学生間の情報科学に関する知識レベルの格差等に配慮したきめ細やかなカリキュラムの編成 ・学際的分野を開拓する教育研究方法の改革及び教育研究体制の改組（専攻制）の検討 ・創造力豊かな若手研究者の育成を目指す魅力ある大学院教育研究の展開 ・社会応用情報科学センターの設立とその運営
会計研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を育成する教育の充実 ・FD活動の積極的な展開による教員の資質の維持向上 ・独自教材の開発など、多方面を含む教育環境の整備 ・積極的な情報公開 ・会計研究科・経営学研究科・経営学部との連携
経済経営研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・産学連携による高度職業人育成のためのインターンシップ等の高度教育プログラムの提供 ・学外研究機関等との連携による複合領域での共同研究の推進 ・地元自治体等との連携による地域課題への取組の推進 ・豊富な研究資料の外部提供

高度産業科学技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・材料分析・評価分野における産業利用を促進する産業用分析プラットフォームの設置と活用 ・研究目的に限定しないユーザの有償利用制度と運転体制の構築 ・EUV光の応用、産業用材料分析研究など、研究ガバナンス制による先端研究の推進
自然・環境科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定の評価を研究費配分に生かす、多様な基準に基づく評価システムの構築 ・森林・動物系における野生動物保全管理活動の充実 ・高度職業人の育成に対応する「景観園芸専門職大学院」の設置
地域ケア開発研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの保健室等の実績に基づいた常設の実践場の整備による地域住民の健康の維持・増進 ・WHO協力センターとしての災害看護研究・教育の成果発信と、グローバルCOE獲得 ・県下看護者への実践・教育の支援ネットワーク拠点の形成 ・アジアの地域看護者育成プログラムの普及 ・県立大学附属「助産所」設置の検討
学 生 部	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアサポートセンター(仮称)」の設置検討など学生のキャリア形成・就職支援 ・保健室職員の専門性の向上やカウンセリング体制の充実等による学生の健康管理・安全確保 ・相談員等の解決能力の向上、防止意識の向上等による学内におけるハラスメントの根絶 ・後援会等組織の連携強化・充実 ・学生ニーズや社会情勢の正確な把握と的確な対応
総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな科目の導入によるグローバルコミュニケーションの強化 ・くさび型教育を目指したカリキュラム編成による教養教育の充実 ・大学教育の質を保証し、教育方法の改善を図るFDの強化 ・アドミッションポリシーの周知徹底 ・入学生選抜方法の工夫
学術総合情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・電子ジャーナルの導入など学術情報館の電子化の推進 ・ネットワーク基盤の重点的再整備等による情報システムの管理・運営体制の強化 ・情報検索や情報セキュリティ等、学術情報館の利用教育の推進
生涯学習交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県民ニーズと県立大学の特色を踏まえた生涯学習プログラムの展開 ・ひょうご大学連携推進機構等の他機関と連携した生涯学習プログラムの展開
産学連携センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに対応した地域貢献型産学官連携の推進 ・インキュベーションセンターを活用した次世代産業の育成推進 ・産学連携センターネットワークによる大型研究プロジェクトの獲得支援 ・研究者データベースによる情報発信 ・知的財産の適切な管理及び有効活用の推進
国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・英語による授業の実施の検討 ・「兵庫県立大学ワシントン・キャンパス構想」の検討 ・協定交流大学からの推薦入学の検討 ・海外大学との単位互換、単位認定制度の拡充 ・外国人留学生、研究者、教員への住宅確保 ・海外における人的ネットワークの形成

(2) 第2期中期計画に対する意見

第2期中期計画を閲覧し、質問等により検討した結果、包括外部監査人の意見は次のとおりである。

① 全般的評価

第2期中期計画には、大項目「VI 各部局ビジョン」が設けられており、第1期中期計画に対する意見として取り上げた「計画項目の担当部局が解りにくいという問題」はかなり解消された。また第2期中期計画では、相当の計画項目につき「自己評価指標」を付記しており、第1期中期計画に対する意見として取り上げた「計画達成度の測定基準が不明瞭であるという問題」も相当解消されている。

一方、第2期中期計画においても、計画項目は網羅的であり、その意欲は感じられるが、第1期中期計画と同様に重要ポイントが明確でなく特色の乏しいものになっている。また、第1期中期計画の自己評価で並順調に実施していると評価された項目が再度計画項目に計上されているが、その旨の説明がないため、第1期計画との繋がりが解りにくいものになっているほか数値目標、達成時期の明示が充分でないなど難点も指摘される。しかしながら、大学認証評価基準を踏まえた新規の重要な計画項目が多数盛り込まれていることから、かなりハードルの高い計画になっており、全体としては第1期中期計画に比べより良い計画になっていると認めた。

なお、個別的には次の問題点が指摘される。

② 計画項目の重要度が解りにくい。

第1期中期計画に対する意見でも取上げた事項であるが、計画項目には重要性の度合いにかなりの差異があるはずであるが、その重要性が識別できるような記載になっておらず、項目が分類され羅列されているだけである。メリハリがなく、計画の特色、目玉になるような目標が解りにくいものになっている。県立大学として向う3年間で達成すべき最重要課題が何であるのかを明確にアピールすべきであったと思われる。

なお、新規に取り上げられた項目44項目（大項目「VI 各部局ビジョン」を除く4大項目中の小項目（191項目）の内、新規項目は44項目である）の内、包括外部監査人が重要と判断した項目は次の12項目である。

計画番号	計 画 内 容
II 1 (3)	教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担と相互の連携体制を確保し、教育研究に係る責任体制が明確になるよう教員組織を編成するため、各部署も目的や特性を踏まえ適宜点検を行い、必要に応じて教員組織の見直しを行う。
II 4 (16)	各学部・研究科においては、学部・大学院別に組織として成績評価等の正確さを担保する仕組みを構築するとともに、学生にこれを周知し、適切な運用を図る。
II 7 (1)	教育活動の実態を示すデータ・資料(学生の単位取得状況、シバス、授業評価結果等)を収集・蓄積するとともに、学生や学外関係者の意見等も反映しながら、教育の状況に関する定期的な自己点検・評価を行う。
II 7 (4)	教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づき、総合教育センター及び各学部・研究科は教育課程の見直し等を検討するとともに、各教員は授業内容、教材及び教授技術等の継続的改善を行う。
II 7 (7)	教育の目的を達成するための基礎として、各教員は教育内容等と関連する研究活動を行い、その研究活動や研究業績等を明らかにする。
II 8 (1)	各学部・研究科は、学生が身に付ける学力、資質、能力や養成しようとする人材像についての方針を明らかにするとともに、平成20年度から単位修得状況、学生による評価、卒業(修了)後の進路の状況等、教育の成果について検証・評価する。
III 1 (6)	各分野の研究に関する外部評価や自己点検・評価等により研究活動の状況を検証し、その質の向上・改善を図る。
III 1 (7)	重点研究分野の設定、学際研究プロジェクトの促進、萌芽的研究の支援など、大学としての研究推進に関する施策の企画・立案を行う全学的な組織・体制の整備を図る。
IV 2 (6)	生涯学習事業の展開において、参加者確保の状況、県民等参加者からの満足度など事業の成果を検証し、その質の向上・改善を図る。
V 3 (3)	教員の採用及び昇格等を適切に行うため、教員の採用基準及び昇格基準を明確にし、その運用に当たっては、学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力等の評価を考慮するなど、適切な運用を行う。
V 3 (4)	学生による授業評価や教員の自己評価等を参考に教員の教育活動に関する定期的な評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な改善を図る。
V 5 (7)	各部署等は、それぞれのビジョンを実現するため、具体的な推進方策を策定するとともに、部局長等が責任を持って、その推進状況の管理及び自己点検・評価を行う。

③第1期中期計画からの継続項目を明示すべきである。

第2期中期計画のうち大項目「VI各部署ビジョン」を除く4大項目に含まれる小項目は191項目であり、第1期中期計画の小項目193項目と項目数はほぼ同じである。しかし第2期中期計画で新たに上げられた項目が44項目あるので、147項目(191項目-44項目)が、第1期中期計画で上げられた項目ということになる。このうち33項目は自己評価でII十分実施できていないと評価された項目を再掲したものである。従って全項目197項目のうち60%を占める114項目(147項目-33項目)は自己評価でIIIないしIVと評価された項目である。このように計画を順調に実施しているあるいは上廻って実施していると評価された項目を再掲しているのは、計画項目の網羅性を意図したものと考えられるが、このような項目はその旨明示して記載されていないため、第1期中期計画との関連、自己評価との関連が解りにくいものとなっている。再掲した項目については識別できるように記載すべきであったと思われる。

④数値目標や達成時期をより多く明示すべきである。

第2期中期計画において、研究者データベースへの研究者登録率は100%を目指すとか、科学研究費補助金申請率を平成21年度には85%を目指すなど、数値目標や達成時期を明示されているケースが第1期中期計画よりは相当増えているが、未だ、不充分であると思われる。科学研究費補助金等の競争的研究資金、産学連携プロジェクト、企業等との共同研究費や研究助成金など外部資金の獲得を図るため、戦略的な研究体制を構築するとか公募型研究事業に積極的に申請するとされているが、さらにこれら外部資金獲得金額目標ないし増額目標とか、知的財産件数、公開講座の開講目標数、客員研究員受入目標数、学生1人当たりPC設置目標台数等、数値目標を計画にもっと織り込むべきでなかったかと思われる。

また、達成時期の明示されていない計画項目は、計画最終年度の平成21年度が必ずしも達成目標時期ではないと思われる。例えば、計画項目番号Ⅲ1(7)「重点研究分野の設定、学際研究プロジェクトの促進、萌芽的研究の支援など、大学としての研究推進に関する施策の企画・立案等を行う全学的な組織・体制の整備を図る」やV2(5)「施設・設備の有効活用を図るため、施設等の運用方針又は利用手引き等を整備するとともに、利用者への案内・周知を行う」は各々の整備時期を計画に織込むことが出来たのではないかと思われる。

⑤中期計画に外部評価を受けるべきである。

第1期中期計画の自己点検・評価結果に対して、外部委員で構成されている兵庫県立大学評価委員会において評価を受け、評価報告書が公表されているが、第2期中期計画は外部評価が受けていない。しかしながら中期計画は県立大学の業務遂行の具体的指針を掲げるものであり、自己点検・評価以上に重要なものである。また、公立大学法人の場合は中期計画につき外部の第三者評価委員会の評価を受けることが義務付けられている。これらのことから、中期計画自体についても県立大学評価委員会の評価を受けることが必要と考えられる。第2期中期計画(案)を作成し、これに対する意見、提案を一般に募集した時期(平成19年6月8日から平成19年7月6日)に併せて、外部評価も受けるべきであったと思われる。

17. その他の事項

(1) 公立大学法人化の再検討について（意見）

少子高齢化社会の進行、国、地方における構造改革の推進など、これからの大学運営はますます厳しくなるものと予想される。このような状況下で、国立大学は平成16年度から国立大学法人法に基づき一律に法人化された。公立大学についても、平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、法人化が可能となった。文部科学省大学振興課の平成19年9月の調査資料によれば、平成19年度迄に公立大学法人化された大学は34校、平成20年から21年度に法人化が予定されている公立大学は10校あり、おおむね公立大学（平成18年度末89校）の半数が法人化又は法人化予定となっている。

公立大学法人は、国立大学法人が法律により一斉に法人化されたのと異なり、地方議会の議決を経て、国の許可を受けて設立することになっており、法人化するかどうかは任意選択であり、当県立大学は現在のところ法人化を選択していない。

この公立大学法人（地方独立行政法人）は地方公共団体の組織と別組織ならではの利点を活かし、サービス提供手法の自由度をできるだけ高めながら効率的・効果的に事業を執行しうる新しい仕組みであるといわれている。

地方独立行政法人法第2条（定義）において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人をいう」と定められている。

この公立大学法人化制度の利点としては次の点が上げられている。

a. 大学運営面

- ・公立大学法人では、法人の長に権限が集中するため、自己決定・自己責任が徹底されることから、運営面の改革等がより効率的・効果的に遂行できる。即ち、役員会等の設置や学外有識者の登用など幅広い視野から運営できるほか業務執行にあたり県の上位組織の意図確認や関係組織との調整が軽減される。
- ・毎年度の予算の議会の議決が不要となり、年度途中で喫緊の課題に対しても中期計画の範囲内であれば当初予算からの流用や前倒し執行が可能となり、単年度主義の弊害である年度内予算消化というパターンから脱却できる。また、中期計画内の剰余金の繰越が認められ、より弾力的な法人運営が可能となる。

- ・外部資金の受入等の手続の簡素化が可能となり、民間企業との共同研究や研究助成金の受入等が促進される。
- ・「目標→計画・実施→評価→業務運営への反映」という流れが義務付けられ、大学の役割の明確化とより望ましい大学運営が推進される。

b. 人事制度面

- ・役職員の身分は非公務員となり、職員の任用、給与等が法令等により厳格に定められることがないため、弾力的な人事システムを採用することができる。即ち、業績評価を反映して独自の報酬・給与制度の採用、兼職・兼学の規制緩和及び勤務形態・勤務時間管理の弾力化が可能となる。
- ・任期制等の多様な採用形態の導入により、教員の流動性が高まり、県の人事異動のサイクルからはずれることにより、人的資源を有効に活用できるほか、大学専門事務職員を養成しやすくなる。

c. 会計・情報公開面

- ・公立大学法人は企業会計原則をベースとした貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書等で構成される財務諸表の公表並びにそれに対する公認会計士等による会計監査が義務付けられるため、財務内容の明瞭性、透明性が確保できる。
- ・第三者機関である評価委員会により業績評価を受け、公表しなければならず、情報公開による説明責任が確保されると共に、教育研究の質の向上等業務改善のインセンティブが働く。

一方、欠点としては次の点が上げられている。

- ・公立大学法人は設立団体からの長期借入を除き、独自で長期借入や債券発行して資金調達出来ず、中期計画に定めた短期借入金限度額が限度となるため、資金不足時に資金手当ができないというリスクがある。
- ・公立大学は地方公共団体の政策形成、施策展開に連携して重要な役割を担うことが期待されているが、中期計画の範囲内で自主性が認められているので独立性が強調され、この役割が十分果たされないリスクがある。
- ・法人化により、県の組織から外れることとなり、人事、会計財務、法務等の専門の組織や人材を独自に配置することが必要になる。

- ・教職員の優秀な人材が県から離れて法人化した後も容易に確保できるかどうか定かでない。
- ・地方独立行政法人会計基準等に沿った財務会計システムの開発費、理事、監事の役員報酬や会計監査人の監査報酬等新たに多額のコストが発生する。

県立大学でも大学の地方独立行政法人化の当否について、第1期中期計画Ⅳ(8)において「(1) 国立大学法人の運営状況及び他府県の公立大学法人化の検討状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証する。(2) 法人制度のあり方を取り入れる本学の組織・財政・活動状況を点検・評価し、その課題と対応策を調査・研究する。(3) 上記(1)(2)の状況を踏まえ、大学や地域にとっての効果や意義等を慎重に考慮しながら、法人化の適否について検討する。」としていたが、第2期中期計画Ⅴ(11)においては「県立大学の組織・財政・活動状況の自己点検・評価に併せ、国立大学法人・公立大学法人の運営状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証するとともに、県立大学の運営に反映させる。」としているように、法人化についての姿勢に前進はみられない。

また県においては法人化のメリット・デメリットを見極めたうえで3県立大学を統合し、本県立大学を開学するに当たっては、法人化のメリットとして通常考えられている部分を積極的に導入したとし、その例を次のように掲げている。

「①学長が強いリーダーシップを発揮できるように複数の副学長を配置したり、学長の裁量予算を大幅に拡充するとともに、②大学が作成する「中期計画」に基づき自主性の高い運営を行い、県がその業績を評価してその運営に反映させる仕組みの導入や、③そのために必要な評価委員会の設置、④大学運営を経営面から審議する「運営協議会」の創設による学外者の意見を反映するシステムの導入、⑤大学の運営状況の公表の義務付け等をすべて条例上明記し、自律的で効率的な大学運営を推進することとしたところであり、また、⑥助手について任期制を導入するとともに、⑦教員の公募制についてもその確立を図ったところである。

さらに、独自の試みとして、兵庫県立大学が、県の施策と密接に関連し、地域ニーズに応じた産学官連携等の地域貢献を強く期待される大学であることを踏まえ、県の職員により構成する大学事務局については、教員組織とともに大学運営の両輪として機能するよう事務局の一元化を図るとともに、その事務局長については、一般職の最高幹部(県理事)が兼ねることとした。そのため、県の政策形成と大学運営とを密接に関連されることができ、県と大学相互にニーズの把握やそれぞれが持つ資源の活用などを円滑に行っている。

このように、本県では、直ちに兵庫県立大学の法人化そのものを図るのではなく、法人化のメリットが明らかな部分についてはその導入を図りつつ、県立大学の運営を見定め、また国立大学法人等の成果や課題等を見極めながら、対応していくこととしているところである。

大学運営を工夫することにより、法人化せずとも、教育・研究の水準の向上や大学運営の活性化を図ることができ、むしろ公立大学であることの方が、国立私立を含めた多様な大学全体の中においてその個性や優位性を保つことができるかもしれない。」（都道府県展望（2004年9月号）における兵庫県知事の「知事直言」より引用）

上記のとおり、県は公立大学法人化については、消極的立場をとっている。

しかしながら、次のような課題の解決の為には、法人化が有効であると考えられる。

- ・ 県立大学の会計情報が明瞭性に欠け、かつ公表されていないなど透明性に欠ける。県立大学が使用している土地・建物・構築物・機械装置・器具備品等の投資額並びに県立大学にかかっている県民負担額が不明である。
- ・ 自己決定・自己責任のもとで、職員の意識改革と共に運営改革を進める必要がある。
- ・ 予算の機動的、弾力的な運用の仕組みが必要である。
- ・ 柔軟な任用、人事制度の導入並びに長期的な視野に立った計画的な人材の育成、人員計画の立案が必要である。
- ・ 長期的な視野に立った設備計画、修繕計画の立案が必要である。
- ・ 研究助成金等受入額を有効活用するために次年度以降に繰越できる仕組みが必要である。
- ・ 複式簿記による資産管理が出来ていないため、備品等の管理体制が不備である。

また、公立大学の約半数が法人化を選択しているという事実は十分評価すべきであること、更に平成18年12月に公表された兵庫県立大学評価委員会の報告書においても「法人化については、国立大学法人や公立大学法人の成果や課題を検証するとともに、県立大学の運営実態も踏まえながら、その適否を検討することを期待する。」との意見が付されていることも重く受けとめる必要がある。

県立大学の管理運営に要する一般財源の県民に対する説明責任を果たしていくためにも今後共、継続的、積極的に法人化の要否を検討することが必要と考える。

(2) 単年度の事業計画及び事業報告書の作成について（意見）

公立大学法人では単年度の事業計画書及び事業報告書を作成し公表しているが、県立大学では公立大学法人が作成しているような大学全体をまとめた単年度の事業計画は作成されていないほか、毎年度の事業報告書も作成されていない。

3年ごとの中期計画は作成されているが、これをもって単年度の事業計画に代用できるものではない。

県立大学は法人化せずとも法人化のメリットが明らかな部分についてはその導入を図ることとされているところから、単年度事業計画と事業報告書を作成し公表することが望まれる。

本文参照No.	項 目 等	重要度
(6)	共同研究について	
①	経費支出明細の作成不備について (意見)	
②	共同研究完了報告書の提出洩れについて (指摘事項)	
③	研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて (指摘事項)	
④	ニューPAの利用料について (意見)	
(7)	受託研究について	
①	経費支出明細の作成不備について (意見)	
②	受託研究完了報告書の提出洩れについて (指摘事項)	
③	研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて (指摘事項)	
④	受託業務の収支処理洩れについて (指摘事項)	○
(9)	研究助成金について	
①	県立大学学術奨励会の内規違反について (意見)	◎
②	県立大学学術奨励会で保有する現預金残高の開示について (意見)	○
③	高度産業科学技術研究所における事務処理担当部署について (指摘事項)	
④	備品の寄附処理洩れ等について (指摘事項)	
⑤	助成金出納計算書の作成洩れについて (指摘事項)	
(10)	科学研究費補助金について	
①	備品の寄附処理洩れ等について (指摘事項)	
②	科学研究費支出簿の重複記帳について (意見)	○
③	研究経費の二重払いについて (意見)	◎
(11)	21世紀COE補助金について	
①	収支簿の作成洩れについて (指摘事項)	○
②	備品の寄附処理遅れについて (指摘事項)	
(13)	研究費による備品購入手続の不備について	
①	物品購入に係る納品書等の日付について (指摘事項)	◎
②	県立大学としての備品調達手続の統一について (意見)	○
③	購入理由書の作成洩れについて (指摘事項)	
④	相見積書の入手洩れについて (指摘事項)	
⑤	見積書の添付洩れについて (指摘事項)	
(14)	教員の海外派遣等について	
①	海外派遣等に係る復命書の提出洩れについて (指摘事項)	
(15)	研究に関する中期計画について (意見)	◎
	(3) ①教員割当研究費の見直しは、県立大学にとって基本的に重要な事項であり、旧来の慣習の打破を目指し取り組むべき課題であるので◎を付した。	
	(9) ①研究助成金の内規違反の問題は、金額的にも多額であり、かつ透明性に欠くという点で質的重要度も高いと判断し、◎を付した。また、これに関する(9)②の現預金残高の開示の問題も重要であるので○を付した。	

本文参照No.	項 目 等	重要度
	<p>(10) ③研究経費の二重払い及び(13) ①納品書日付の問題は、支出にかかる証憑類の確認手続に関するもので基本的かつ重要な事務手続であり、不正行為に結びつく恐れもあるので○を付した。</p> <p>(15) 研究に関する中期計画の制度化、研究成果の目標設定と達成度の評価システムの構築、評価結果を研究費へ重点的に配分する制度は上記(3) ①の教員割当研究費の見直しに結びつく基本的に重要な課題であるので○を付した。</p> <p>(3) ②及び(4) ①の教員割当研究費及び特別教育研究助成金の予算と実績の管理の問題は基本的事項であり重要と認め○を付した。</p> <p>(7) ④受注業務の収支処理洩れは、県の歳入・歳出処理の適否にかかわる事項であり、重要と認め○を付した。</p> <p>(10) ②科学研究費支出簿の重複記帳の問題は、事務効率化の観点から重要と認め○を付した。</p> <p>(11) ①収支簿の作成洩れは、現預金の日常管理の問題であると共に、外部研究資金の使途管理の問題であり、基本的な事項であるので重要と認め○を付した。</p> <p>(13) ②備品調達手続統一の問題は重要な事務手続であるので○を付した。</p>	
<p>3</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>総合教育センターの教育改革に関する事項</p> <p>遠隔授業の推進について（意見）</p> <p>学生による授業評価アンケートについての問題点について（意見）</p> <p>公開授業の推進について（意見）</p> <p>AO入試の推進について（意見）</p> <p>②と③は共に教育改革にとって重要な手続であるが、これの実施状況に問題があるという意味で重要性を認め○を付した。</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>4</p> <p>②</p>	<p>学術総合情報センターの情報システムに関する事項</p> <p>研究費の事務処理の電算化について（意見）</p> <p>上記②は研究費の事務処理に多大の人件費を費やしている状況から事務処理効率化の必要性が極めて重要と判断し○を付した。</p>	<p>○</p>
<p>5</p> <p>A</p> <p>(3) a</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>	<p>人件費に関する事項</p> <p>報酬</p> <p>非常勤講師に関する事項</p> <p>報酬支給時間数の根拠不備について（意見）</p> <p>報酬支給額の計算ミスについて（指摘事項）</p> <p>決裁書不備について（指摘事項）</p>	<p>○</p> <p>○</p>

本文参照No.	項 目 等	重要度
(3) b ①	非常勤嘱託（月額）に関する事項 報酬の払い戻し処理について（意見）	○
(3) c	非常勤嘱託（日額）に関する事項	
①	報酬支給日数の誤りについて（指摘事項）	○
②	海外出張中の休日の扱い見直しについて（意見）	
③	人事発令通知書と報酬決定額の不一致について（指摘事項）	○
④	決裁書の不備について（指摘事項）	
(3) d	外国人講師に関する事項	
①	同意書の正副区分明確化について（意見）	
②	在宅勤務の実態把握について（意見）	
③	出勤日数の確認について（意見）	
④	経験年数の扱い見直しについて（意見）	
B	賃金	
(3) a	臨時的任用職員に関する事項	
①	決裁書の不備について（指摘事項）	
(3) b	日々雇用職員に関する事項	
①	雇用通知書の作成洩れ等について（指摘事項）	
②	出勤簿の記載誤りについて（指摘事項）	○
③	決裁書の不備について（指摘事項）	
C	職員手当	
(3) a	超過勤務手当に関する事項	
①	超過勤務手当の支給月ズレについて（指摘事項）	
②	超過勤務命令簿の記載洩れ、記載ミスについて（指摘事項）	○
③	訂正印の押印について（意見）	
④	休憩時間の明示について（意見）	
(3) b	特殊勤務手当に関する事項	
①	夜間看護等手当の支給当否について（意見）	
②	交替制変則勤務手当の支給当否について（意見）	
E	報償費	
(3) ①	フューチャーに対する報償費の当否について（意見）	
②	外部委員に対する報償費の当否について（意見）	
F	給料	
(3) ①	受領印徴求洩れについて（指摘事項）	
G	退職手当	
(3) ①	退職手当の計算方法の不合理性について（意見）	
	A (3) a②、A (3) c①、A (3) c④、B (3) b②はいずれも人件費の支給額に関する誤りの問題であり、またA (3) a①、A (3) b①、C (3) a②はいずれも人件費支給額の誤りに結びつく恐れのある問題であることから、金額的には重要性は乏しいが、質的な重要性を認め、○を付した。	

本文参照No.	項目等	重要度
6	請負・委託契約事務に関する事項	
(3) B	本部関係	
①	検査調書作成の要否判断の明確化について (意見)	○
C	神戸学園都市キャンパス関係	
①	学舎清掃業務の確認手続の不備について (指摘事項)	○
②	決裁書の公印使用承認欄の押印洩れについて (指摘事項)	
③	EPA-カー保守業務の確認手続の不備について (指摘事項)	○
④	廃棄物処理業者の選定理由について (意見)	
D	姫路書写キャンパス関係	
①	決裁書の日付記入洩れについて (指摘事項)	
②	委託業務完了確認手続の不備について (指摘事項)	○
③	入試システム変更・処理業務にかかるセキュリティ対策について (意見)	
E	播磨科学公園都市キャンパス関係	
①	学舎清掃作業の確認手続等の不備について (指摘事項)	○
②	指名競争入札の業者選定について (意見)	
③	排水の調査項目の選定等について (意見)	
④	空気環境測定業務の回数について (意見)	○
⑤	EPA-カー整備工場の工事検査調書の日付並びに工事起工伺いの不備について (指摘事項)	◎
F	姫路新在家キャンパス関係	
①	公印の使用承認欄の押印について (指摘事項)	
②	委託業務検査結果通知について (意見)	○
G	明石キャンパス関係	
①	清掃委託業務の業務完了報告書の確認印洩れについて (指摘事項)	○
②	EPA-カー保守点検作業報告書入手洩れについて (指摘事項)	○
③	環境整備委託業務の業務計画書と実施報告書の不備について (指摘事項)	○
④	警備業務委託契約の警備計画仕様書に記載の管理規定の不備について (意見)	
⑤	実習委託契約の随意契約審査会の要否の記述について (意見)	
H	高度産業科学技術研究所関係	
①	ユースパル運用等実施業務の検査通知洩れについて (指摘事項)	
②	委託業務完了報告及び検査調書の不備について (指摘事項)	○

本文参照No.	項 目 等	重要度
	<p>B①、C①、C③、D②、E①、E④、F②、G①、G②、G③、H②の11項目はいずれも委託契約に係る委託業務の完了確認手続が的確に行なわれていないケースである。委託した業務が洩れなく的確に実施されたかを検査し、検査調書を作成することは重要な業務であるので、これの不備については○を付した。</p> <p>E⑤エバ-別整備工事の問題は工事完了月が4月であるにもかかわらず、工事検査調書の日付を3月にするとか、予算に余裕ができたことから急遽行うことが決定された工事について工事起工何い手続をとることなく、実施するという行為は質的重要性が高いと認め○を付した。</p>	
7	<p>その他支出（需用費、旅費等）に関する事項</p> <p>A 需用費及び備品購入費</p> <p>(3) ① 支出負担行為兼支出決定書の不備について（指摘事項） ② 支出決定書の出納長（出納員）の押印について（指摘事項） ③ 随意契約における見積書の徴収について（意見）</p> <p>B 旅費</p> <p>(3) ① 復命書の提出遅れについて（指摘事項） ② 旅費命令簿の押印洩れについて（指摘事項） ③ 旅費の支払方法の改善について（意見）</p> <p>C 役務費、使用料及び賃借料</p> <p>(3) ① 支出負担行為兼支出決定書の決定者の適否について（指摘事項）</p> <p>A(3)③は随意契約による場合、原則として2以上の者から見積書を徴さなければならないという財務規則第97条の規定遵守に関する事項で、重要なものであるところから○を付した。</p>	○
8	<p>人事管理に関する事項</p> <p>(1) ① インセンティブとしての給与等報酬制度について ② 給料の調整額（大学院調整手当）の本給扱いの要否について（意見） ④b 兼業に関する事務手続の見直しについて（意見）</p> <p>(2) ① 人事評価制度について ② 教員人事評価制度の導入について（意見）</p> <p>(3) ① 研修制度について ② 教員研修制度の充実について（意見）</p> <p>(2)②の教員人事評価制度は第1期中期計画において、評価方法を整備することになっていたが、現実にはこの3年間具体的な制度設計に至っていないという問題である。平成19年8月以降に教員評価制度検討会が開催され、検討をはじめられているものの、非常に重要な制度であるだけに早急に導入すべきであるということから○を付した。</p>	○

本文参照No.	項 目 等	重要度
9 (3) ① ② ③ ⑤ ⑥ ⑦	<p>公有財産（不動産）の管理に関する事項</p> <p>運動場の有効活用について（意見）</p> <p>遊休資産処分等の検討について（意見）</p> <p>長期的な維持修繕計画について（意見）</p> <p>教職員住宅の使用料の見直しについて（意見）</p> <p>新在家住宅の有効活用について（意見）</p> <p>貴崎住宅の割賦購入契約について（意見）</p> <p>①の意見は5つもの運動場が必要か否か、疑念の生ずるところであり、多額な資産だけに、既に県立大学でその要否を検討されていて然るべきであるとの認識から○を付した。また、上記②と⑥は資産の有効活用という問題であり、この視点は重要であるので○を付した。</p> <p>⑦の意見は約定金利が有利な条件であるとは言い切れず、県の負担を少しでも軽減すべきであるとの認識から重要性を考慮して○を付した。</p>	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
10 (2) (3)	<p>知的財産の管理に関する事項</p> <p>特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制について（意見）</p> <p>特許に係る経済計算について（意見）</p>	
11 (3) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<p>図書の管理に関する事項</p> <p>業務の標準化について（意見）</p> <p>実地棚卸について（意見）</p> <p>書籍の冊数の正確性について（指摘事項）</p> <p>図書の除籍処理ルールの確立等について（指摘事項）</p> <p>図書の貸出期限超過分の管理不備について（指摘事項）</p> <p>紛失図書に対する対応について（意見）</p> <p>開館時間の変更に関する決裁書について（意見）</p> <p>図書の管理不備について（意見）</p> <p>県立大学にとって図書は重要な資産であり、その現品管理が適切に実施できていないということから③⑤⑧について○を付した。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
12 (3) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	<p>備品の管理に関する事項</p> <p>管理対象備品の金額基準の見直しについて（意見）</p> <p>業務の標準化について（意見）</p> <p>備品使用簿の作成について（指摘事項）</p> <p>実地棚卸の実施について（意見）</p> <p>備品出納簿の記入不備について（指摘事項）</p> <p>備品出納簿の年度締め切りについて（指摘事項）</p> <p>備品整理票貼付の有無確認について（意見）</p> <p>廃棄手続の不備について（指摘事項及び意見）</p> <p>現物実査の不一致等について（指摘事項）</p> <p>重要物品の管理不備について（指摘事項）</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

本文参照No.	項目等	重要度
⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<p>重要物品の有効利用について（意見）</p> <p>重要物品の使用日数の管理不備について（指摘事項）</p> <p>「重要物品計算書」と「重要物品等調」の不一致について（指摘事項）</p> <p>重要物品整理カードの作成洩れについて（指摘事項）</p> <p>備品出納簿と「重要物品等調」との不整合について（指摘事項）</p> <p>重要物品整理カードと備品出納簿との不整合について（指摘事項）</p> <p>公用車の有効利用について（意見）</p> <p>貸与資産の管理不備について（指摘事項）</p> <p>機種選定委員会への付議要否について（意見）</p> <p>上記⑩、⑬、⑭はいずれも重要物品の管理不備についての指摘事項であり、重要物品は文字通り重要な資産であり、この管理が的確にできていないということから○を付した。</p> <p>また、備品は点数も多く、手間がかかることからの確に管理できていない状況であるが、この状況に問題意識を持たず、漠然と処理されていること自体が問題である。現行の備品管理ルールが実情にマッチしないということであれば、その見直しを行うべきであるという観点から①と②に○を付した。</p>	○ ○
13 (3) ① ② ③ ④ ⑤	<p>薬品の管理に関する事項</p> <p>管理規程の整備について（意見）</p> <p>薬品の実地棚卸の実施について（意見）</p> <p>長期未使用薬品の廃棄について（意見）</p> <p>薬品の管理不備について（意見）</p> <p>毒劇物の管理について（意見）</p> <p>毒劇物の管理は「毒物及び劇物取締法」より厳格な管理が要請されている。その意味で⑤につき○を付した。</p>	○
14 (6)	<p>財務諸表の試算並びに他の公立大学との比較に関する事項</p> <p>管理目的の財務諸表の作成について（意見）</p> <p>他の公立大学法人等と財務数値の比較分析を行うことは県立大学の運営管理に有益であり、その重要度は高いと認め◎を付した。</p>	◎
15 C ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	<p>第1期中期計画の達成状況並びに課題に関する事項</p> <p>中期計画とその自己評価に対する意見</p> <p>① 全般的評価</p> <p>② 中期計画上項目の重要度が明示されていない</p> <p>③ 中期計画上計画項目の担当部局が解りにくいケースがある</p> <p>④ 中期計画上計画達成度の測定基準（参考指標）が不明である</p> <p>⑤ 中期計画上数値目標や達成時期がほとんど明示されていない</p> <p>⑥ 自己点検・評価結果上評価項目と関係部局に適合性を欠くケースがある</p> <p>⑦ 中期計画上計画項目が重複しているケースがある</p>	○ ○ ○ ○

本文参照No	項 目 等	重要度
⑧	<p>自己評価に疑念のある項目</p> <p>上記②、④、⑤の意見は中期計画には、重要項目の明示及び計画達成度の測定基準、数値目標、達成時期等具体的に明示すべきであるというものであるが、これらの事項は後日の計画達成度を評価するうえでも重要性の高いものであることから○を付した。</p>	
16 (2) ① ② ③ ④ ⑤	<p>第2期中期計画とこれに対する意見</p> <p>第2期中期計画に対する意見</p> <p>① 全般的評価</p> <p>② 計画項目の重要度が解りにくい</p> <p>③ 第1期中期計画からの継続項目を明示すべきである</p> <p>④ 数値目標や達成時期をより多く明示すべきである</p> <p>⑤ 中期計画に外部評価を受けるべきである</p> <p>上記②は中期計画には計画項目の重要度が解るよう記載すべきであるという意見であり、これは重要であることから○を付した。また、上記⑤は中期計画は県立大学の今後3年間の具体的な運営計画を定めるものであり、極めて重要な計画であることから外部の第三者評価委員会を評価を受けるべきであるという意見で、これは重要度は極めて高いと認め◎を付した。</p>	 ○ ◎
17 (1) (2)	<p>その他の事項</p> <p>(1) 公立大学法人化の再検討について (意見)</p> <p>(2) 単年度の事業計画及び事業報告書の作成について (意見)</p> <p>(1)の公立大学法人化の再検討は外部の第三者評価委員会でも取り上げられている事項であり、極めて重要度は高いと判断し◎を付した。</p> <p>(2)の単年度の事業計画及び事業報告書の作成は他の公立大学法人等との比較検討するうえでも、また県民に対し説明責任を果すうえでも重要性が高いと認め○を付した。</p>	 ◎ ○

